安全教育の内容と進め方

本章では、学校種ごとに安全教育のねらいと内容及びその進め方について示します。

1 安全教育の考え方

学校における安全教育は、

① 日常生活で起こる事故・事件の発生原因と安全確保の方法について学ぶ「生活安全」
② 様々な交通場面における危険と安全な交通の方法について学ぶ「交通安全」
③ 様々な災害にかかわる危険と安全確保の方法について学ぶ「災害安全」

を内容とするものであり、教育課程の各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等に位置付け、それぞれの特質に応じて適切に実施されるべきものである。

（1）安全教育の構造

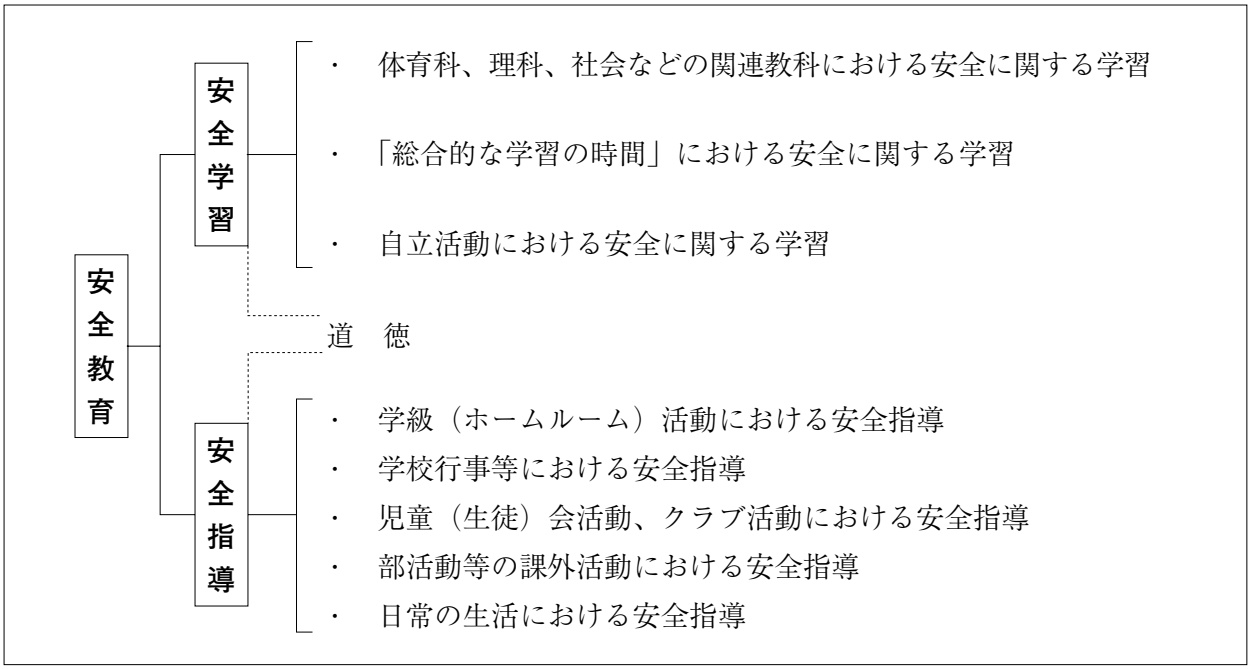

（2）安全教育実施上のポイント

① 安全教育は、一教科・領域のレベルとしてではなく、学校経営、学級経営全体の 問題として受け止め、「安全に行動できる人間の育成」を目指して実施すること

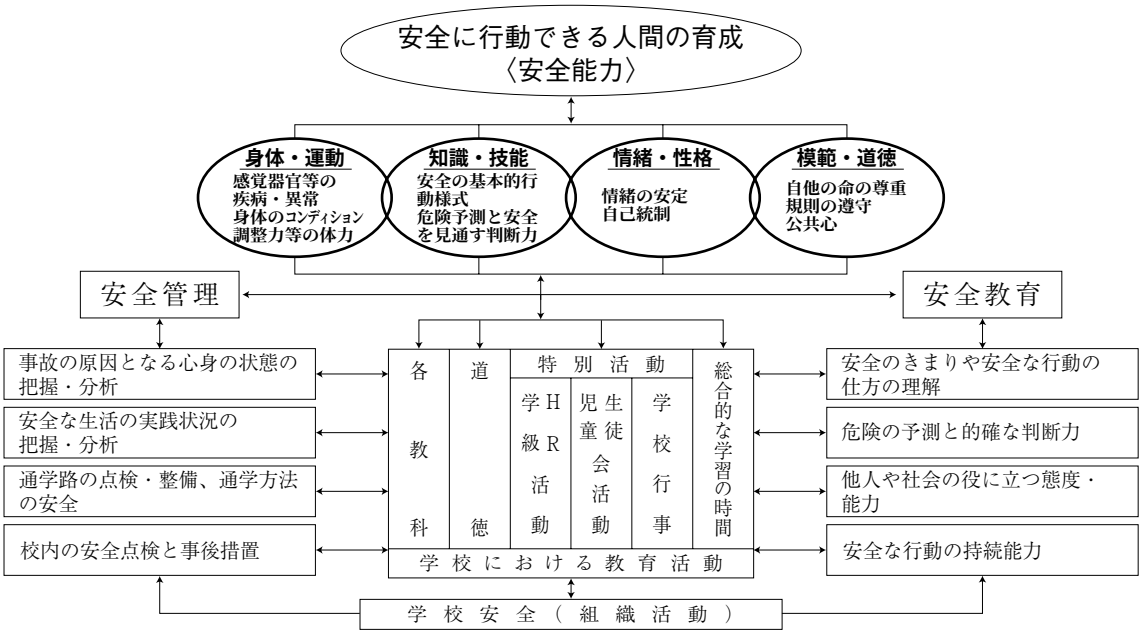

図 安全能力と学校安全活動 （吉田瑩一郎の図による）

② 安全教育には、以下のとおり５つの方法原理があり、これを十分におさえて実施すること

１．一回性の原理	一度失われた命は二度とよみがえらないという意味。「指導の時間がない」ということで許されるものではない。
２．危険予測の原理	安全な行動を生み出すためには、具体的な行動場面における危険に気付き、安全な行動を見通す的確な判断力を育てることが重要である。
３．自己統制の原理	情緒の安定、粘り強さ、がまん強さなど、「自律・自制の心」を育て、安全を見通す的確な判断が具体的な行動場面でなされるようにすることが重要である。
４．生活習慣確立の原理	「朝寝坊」や「忘れ物」、「偏食」や「欠食」、「歯磨きの磨き残し」などは、安全な行動と深くかかわっている。基本的生活習慣の確立は安全教育の上からも重要である。
５．地域性の原理	安全教育は、学校の立地条件や施設・設備、道路や交通事情、気象条件などに即して行われなければならない。身近な資料を用意し、臨場感ある場面設定に心掛け、実感を伴う学習ができるようにすることが重要である。

〔吉田瑩一郎 編著「子どもの命を育む学級における安全指導と展開」平成５年（ぎょうせい）を参考に作成〕

③　学校教育活動全般を通じて、児童生徒等の「心に響く」「心に残る」教育となるよう工夫すること

見学・調査等を伴う課題学習や、視聴覚教材（インターネットを含む）の活用、危険予測訓練、応急手当の実習、施設の安全点検など安全管理活動、ロールプレイング方式の導入など、児童生徒の安全に十分配慮した上で、「安全管理」の諸活動に一緒に参加させることは、「生きた安全教育」となり、有益である。

④　学校や地域の実情を踏まえて、幼稚園（保育所を含む。）、小学校、中学校、高等学校等の学校間の連携を図った学校教育活動を展開することも重要である。

○　学校間の連携による防災教育の推進～主体的に創り上げる地域の防災～

愛南町立中浦中学校は、日本スポーツ振興センター防災モデル事業（平成16、17年度指定）の研究成果を高く評価され、兵庫県が主催した1.17防災未来賞「ぼうさい甲子園」において「ぼうさい大賞受賞（中学校の部）」を受賞した。

受賞のポイントは、地域とかかわりながら自らハザードマップを作成し、小学生と一緒に通学路の危険箇所や避難経路を歩いて防災学習を深め、さらに保育園児と合同避難訓練することで、「自分の命は自分で守り、他人の命も守ってやれる。」という意識が育ってきたところにある。研究の概要は次のとおりである。

◇　ハザードマップ作り

地域の地形の特徴を調査するとともに昭和南海地震の体験談を聞き取りした後、高潮や増水の危険個所、夜間に暗くて危険な場所や津波避難場所も書き込んだ。

◇　小学校との交流学習

自ら作成したマップを活用して、中浦小の児童に対して地震で崩れやすい石垣や津波による被害が予想される低い土地など、通学路の危険個所や避難経路を教えた。生徒たちは教えることを通じて、さらに自らの危機管理意識を向上させることができた。

（保育園児を抱いて避難する中学生）

◇　保育所との合同避難訓練

保育所の職員から「生徒から積極的に子どもへ声を掛けて、自分でしっかり歩ける４、５歳児は手を引いて、３歳児は抱いて誘導してください。」などとアドバイスを受けながら、試行錯誤した後での指導は効果的だった。

◇　その他

▽がけ崩れ危険個所への看板の設置、▽起震車の体験、▽心肺蘇生法の実習などにも取り組んだ。

2 幼稚園における安全教育

幼稚園における安全教育は、新しい幼稚園教育要領（平成20年告示）にも示されているように、以下の点に特に留意して行うことが必要である。

○　情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。

○　交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

（1）安全教育における重点事項

・　日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができるようにする。
・　危険な場所での行動や災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにする。
・　危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に伝えることができるようにする。

安全教育の実施項目については、次頁のような例が考えられる。なお、実施に当たっては、幼稚園教育要領（P.216～217）、個々の園児の状況、園内外の環境、実際に発生している事故・災害（P.131）等を十分踏まえることが必要である。

①　生活安全に関する内容例

園生活での危険と安全確保

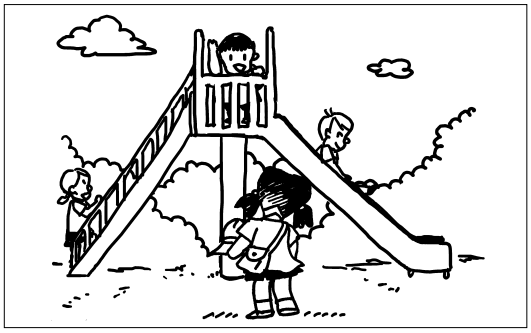

園外保育、遠足等における危険と安全確保

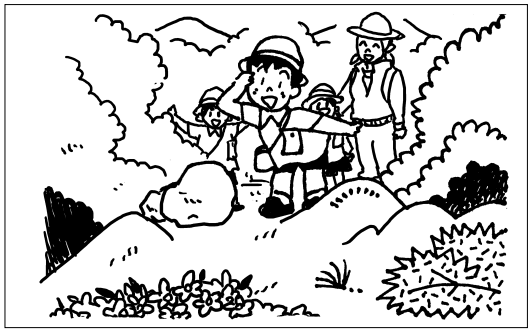

水遊びの危険と安全確保

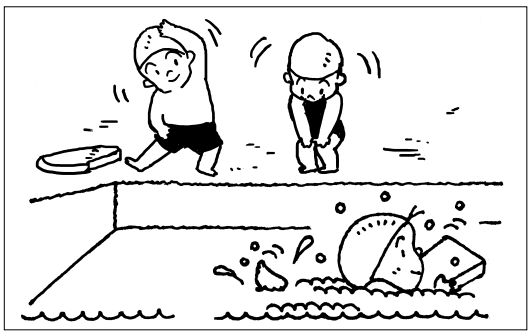

犯罪被害の危険と安全確保

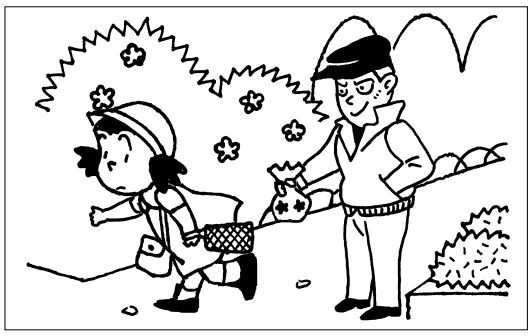

②　交通安全に関する内容例

道路歩行や横断の危険と安全確保

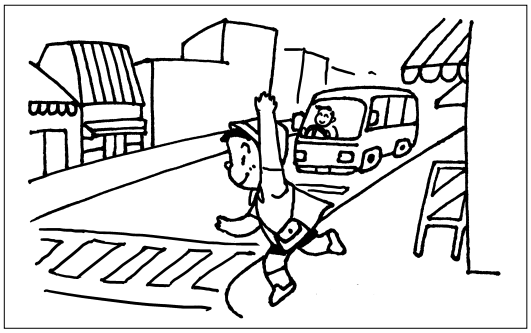

自動車乗車時の危険と安全確保

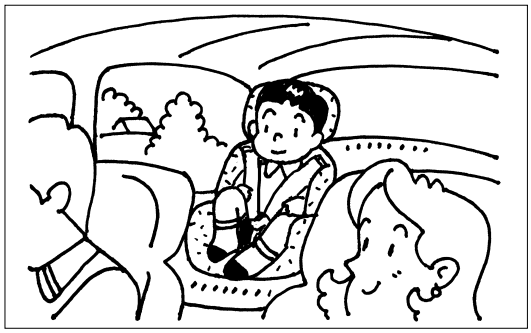

避難訓練時の安全な行動

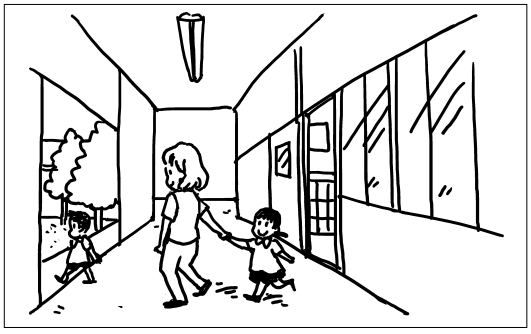

地震発生時の安全な行動

幼稚園児の事故・災害の発生事例

【生活安全】

・　教室で積み木を使って遊んだ後、自分で片付けようとし、転倒して顔をおもちゃ箱にぶつけて左眼を負傷した。
・　教室で走っていて、床に置いてあったガムテープカッターにつまずき、足を切って負傷した。
・　教室で転がるボールを追ってロッカーの角に顔をぶつけて負傷した。
・　教室ではさみを使っていて、振り向いたとき、隣にいた子のはさみで顔を負傷した。
・　園庭のブランコで立ち乗りをしていて、勢い余って落ち、ブランコで頭部を打った。
・　園庭の滑り台を滑る所から上っていて転落した。
・　園庭のジャングルジムで遊んでいて、足を滑らせて転落して頭部を負傷した。
・　園庭の溝ふたの鉄板につまずいて転び、左前額部を負傷した。
・　園のベランダを走っていて、雨で濡れた所で滑って転倒した。
・　園庭でサッカー遊びをしていて友達のけったボールが顔面に当たった。
・　園庭のうさぎ小屋で、うさぎに餌を与えていて、指をかまれた。
・　幼稚園の給食で、デザートのぶどうを食べていて、のどに詰まらせた。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　幼児期における安全教育の前提として、教師は幼児が安全な環境の中で生活できるよう、遊具や器具等の安全性に十分配慮して、環境を設定することが特に必要。

○　幼稚園における生活の中で、危険が生じる可能性がある場所や事物について理解を深める。

○　自分や他の幼児に事故が起きた場合には、すみやかに身近な大人に伝えられるようにする。

【交通安全】

・　送迎バスを降りた時、母親の手を離して道路に出て、乗用車にはねられた。
・　電車の好きな園児が、園を抜け出して、電車を見ようと軌道内へ入り、電車にはねられた。
・　母親の運転していたミニバイクに同乗中、車と衝突して転倒して負傷した。
・　母親の運転する乗用車に同乗中、出会い頭の衝突事故で頭部を負傷した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　交通安全の基本的なルールを身に付けられるようにする。

○　身近な地域の立ち入ってはいけない場所等について理解を深める。

○　家庭とも連携した安全教育を実施する。

【災害安全】

・　地震時慌てて自宅を飛び出し、落ちてきた瓦が足に当たった。
・　道路を歩いていてバランスを崩し、大雨で増水した小川に転落した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　災害時における基本的な行動を、訓練を通じて身に付けられるようにする。

○　身近な地域において、災害時に危険が生じる可能性がある場所等について理解を深める。

（日本スポーツ振興センター死亡・傷害事例集を参考に作成）

（２）安全教育の進め方

①　発達段階への配慮

幼児は、乳児期を経て、随意運動やコミュニケーションの能力を確立し始め、自分のイメージ能力を発揮し、外界との交流を図るようになる。こうした中で、幼児は、まだ外界の危険との直接的な体験が少ないために、思わぬ事故に遭うことがある。

このため、幼児には、保護者や教師の援助の下で、身の周りにどのような危険があるかということを体験的に理解させ、これに対する基本的な対処方法を身に付けさせていくことが重要である。

また、自分の意図と他者の意図が異なる場合があることを学ばせ、「自分の意図を発信する」、「相手から情報を収集する」、「相手の意図を読み取る」などの技能を身に付けさせることも大切である。

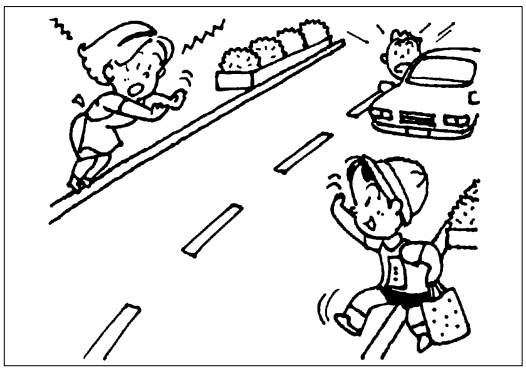

ひやり、はっと体験とは
日常生活の中で、事故にはならなかったが、もう少しで事故に遭いそうだった「ひやりとした」「はっとした」体験をもとに、安全指導をすると効果的である。

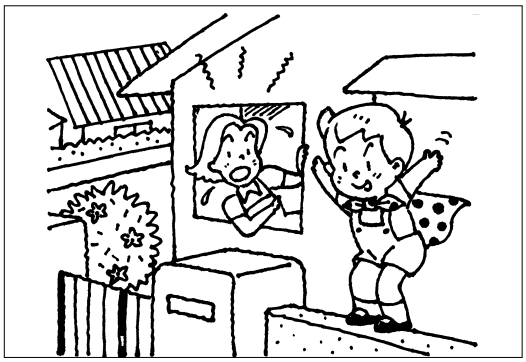

気分はヒーロー

○　幼児の特徴と問題点

・　興味あるものに目を奪われ、それ以外のことがまったく目に入らなくなったり、衝動的な行動をとることが多いので、教師や保護者からみて危険が予測される場合には、十分な保護が必要である。

・　危険や恐怖を強調し過ぎると、いざというときに身動きができなくなったりすることがある。

・　テレビのヒーローなどにあこがれ、まねをして同じ行動をとり、事故が起こることがある。

幼児の好奇心の発達を大切にしながら、教師や保護者が十分に気を付け、「ひやり、はっと体験」を活用して注意力を身につけさせることが大切である。

②　関連教科等における安全学習

幼稚園の安全学習は、時間単位や学級単位の活動の中だけではなく、登園してから降園するまでの園生活全体の中で行われるものである。

したがって、幼稚園での安全教育は、幼児が安定した情緒の下で、安全な生活ができるよう、担任の教師だけでなく全教職員が協力して行わなければならない。

③　学級活動における安全指導

幼稚園における学級活動は、他の学校種とは異なり、学級を単位として行うすべての活動の

ことであり、以下のポイントに従い、P.206～207の資料を参考に安全指導を行っていくことが必要である。

ア　登園時のあいさつ

幼児は、あいさつを交わすことで基本的生活習慣を身につけることができ、気持ちよく一日のスタートをすることができる。あいさつの中で幼児の心理状態を把握したり、保護者から幼児のその日の状況について報告を受けることは、安全指導を行う上で重要である。

また、降園時のあいさつも大事なコミュニケーションの機会であり、励行していくことが必要である。

元気にあいさつ

イ　遊びの中での安全指導

幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達を図る上で大切であり、遊びを通して安全指導を行っていくことが重要である。

その際幼児は、周囲の状況判断が十分できないので、「どうしてしてはいけないのか」「なぜこのようにしなければいけないのか」など、遊びの状況に合わせて気付かせたり、考えさせたりするよう働きかけをすることが必要である。そのような繰り返しの中で幼児は、危険な場所や物、状況を判断し、その時どうしたらよいか経験的に学んでいく。

また、異年齢の者と遊ぶ中で、年長者から危険について教えてもらうことも有益である。

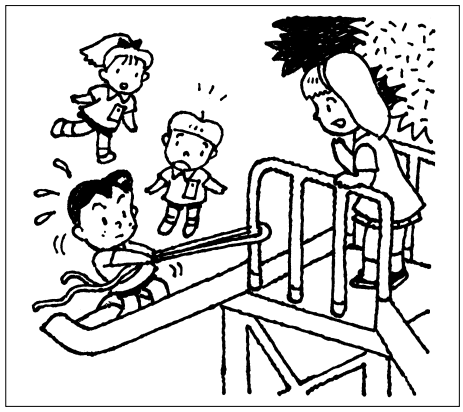

危険な遊び
・滑り台にロープをかけ滑る所から登っている

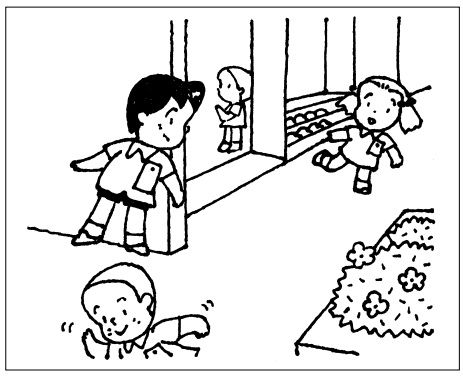

異年齢での鬼ごっこ

ウ　災害や犯罪発生時の行動についての指導

幼児は、地震や、様々な犯罪について、見聞きしたり、遭遇した経験が少ないため、災害時や犯罪発生時に適切な行動をとることができるよう、テレビや新聞の報道をもとに、紙芝居等により幼児が理解しやすいように指導することが必要である。

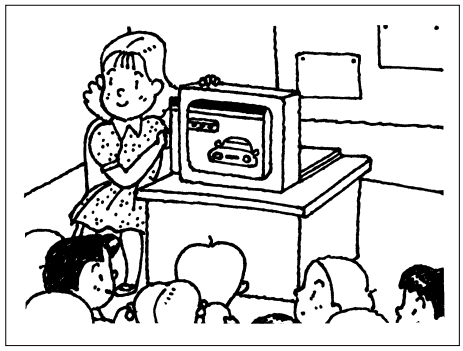

紙芝居で安全指導

④　園行事での安全指導

幼児は身近にいる人々と関わりをもちながら様々なことを学んでいく。その際、保護者は、幼児との信頼関係が形成されており、影響力が大きいため、保護者と密接に連携し、様々な行事の中で安全指導を行うことが効果的である。

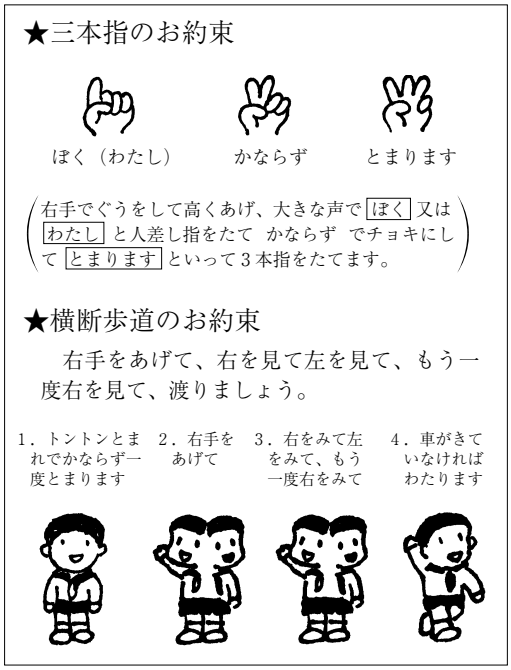

ア　親子交通安全教室

幼児だけでなく保護者も一緒に交通安全指導を受けるようにすれば、幼児の安全意識が更に高まる。

特に、入園時に、地域の交通安全協会、所轄の警察署等の協力を得て、親子交通安全教室を開催することが効果的である。

イ　親子避難訓練

災害時の幼児の安全確保策については、保護者に十分理解してもらっておくことが大切である。

このため、例えば避難訓練などを参観日に行うと、避難経路や避難場所について保護者に知ってもらえ、かつ保護者と幼児が一緒に避難訓練を行うことができるので、安定した心理状態で訓練を受けることができ、更に効果的である。

また、親子で消防署等を見学することにより、火災予防や初期消火の方法など、防災に関する理解を深めることもできる。

親子で消防署見学

○　関係機関の協力による交通安全教室の開催

交通安全教室等の開催にあっては、各市町交通安全推進協議会、各所轄警察署、各交通安全協会などの協力により学校において実施されているところであるが、近年、各種協会や民間企業なども積極的に協力していただける体制を整えている。

◇　ＪＡＦ（社団法人　日本自動車連盟）愛媛支部による例

目　的：ＪＡＦ（社団法人　日本自動車連盟）愛媛支部では、「ＪＡＦドレミぐるーぷ」を結成し、愛媛県内の園児たちに交通ルールをしっかりと身につけていただき、交通事故の被害者とならないように積極的に働きかけていく活動を展開している。

実施園：椿幼稚園、エンゼル幼稚園、コイノニア幼稚園、大護幼稚園など
平成19年度　12幼稚園（保育園）で実施

内　容：「ＪＡＦドレミぐるーぷ」が交通安全コンサートを開催し、ＪＡＦオリジナル“交通安全ソング”をはじめ“森のクマさん”、“さんぽ”、“アンパンマンマーチ”などを演奏し、演奏の合間にオリジナルパネルを使って“後席チャイルドシートにすわりましょう”“横断歩道は手をあげてわたりましょう”などの交通ルールを学んでもらう。

3 小学校における安全教育

小学校における安全教育は、体育の時間はもとより、理科、社会などの教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などを通じて、これらの教科等における指導を相互に関連させながら適切に行うことが必要である。また、家庭や地域社会と連携しつつ、生涯を通じて健康・安全な生活を送るための基礎が培われるように配慮して行うことが必要である。

新しい学習指導要領（平成20年告示）においては、そうした方針が明確に示されている。学校安全関係部分の抜粋を参考までに示すので、それぞれの教科等でどのような内容を指導することになるのか、教職員間で共通理解を図ってほしい。

＜参考＞　新しい小学校学習指導要領　学校安全関係部分抜粋

第１章　総則
　第１　教育課程編成の一般方針
　　３　学校における体育・健康に関する指導は，児童の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科の時間はもとより，家庭科，特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第２章　各教科
　第２節　社会
　　第２　各学年の目標及び内容
　　〔第３学年及び第４学年〕
　　２　内容
　　⑴　自分たちの住んでいる身近な地域や市（区，町，村）について，次のことを観察，調査したり白地図にまとめたりして調べ，地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。
　　ア　身近な地域や市（区，町，村）の特色ある地形，土地利用の様子，主な公共施設などの場所と働き，交通の様子，古くから残る建造物など
　　⑷　地域社会における災害及び事故の防止について，次のことを見学，調査したり資料を活用したりして調べ，人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
　　ア　関係機関は地域の人々と協力して，災害や事故の防止に努めていること。
　　イ　関係の諸機関が相互に連携して，緊急に対処する体制をとっていること。
　　３　内容の取扱い
　　⑷　内容の⑷の「災害」については，火災，風水害，地震などの中から選択して取り上げ，「事故の防止」については，交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

　第４節　理科
　　第２　各学年の目標及び内容
　　〔第５学年〕
　　１　目標

⑵　植物の発芽から結実までの過程，動物の発生や成長，流水の様子，天気の変化を条件，時間，水量，自然災害などに目を向けながら調べ，見いだした問題を計画的に追究する活動を通して，生命を尊重する態度を育てるとともに，生命の連続性，流水の働き，気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。

3　内容の取扱い

⑷　内容の「B生命・地球」の⑷のイについては，台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。

〔第6学年〕

2　内容

B　生命・地球

⑷　土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し，土地のつくりや土地のでき方を調べ，土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

ウ　土地は，火山の噴火や地震によって変化すること。

第5節　生活

第2　各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1　目標

⑴　自分と身近な人々及び地域の様々な場所，公共物などとのかかわりに関心をもち，地域のよさに気付き，愛着をもつことができるようにするとともに，集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え，安全で適切な行動ができるようにする。

2　内容

⑴　学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり，楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに，通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち，安全な登下校ができるようにする。

第7節　図画工作

第3　指導計画の作成と内容の取扱い

2　第2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

⑶　材料や用具については，次のとおり取り扱うこととし，必要に応じて，当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり，その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア　第1学年及び第2学年については，土，粘土，木，紙，クレヨン，パス，はさみ，のり，簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いることとし，児童がこれらに十分に慣れることができるようにすること。

イ　第3学年及び第4学年については，木切れ，板材，釘，水彩絵の具，小刀，使いやすいのこぎり，金づちなどを用いることとし，児童がこれらを適切に扱うことができるようにすること。

ウ　第5学年及び第6学年については，針金，糸のこぎりなどを用いることとし，児童が表現方法に応じてこれらを活用できるようにすること。

⑷　事故防止に留意すること。

第8節　家庭

第3　指導計画の作成と内容の取扱い

3　実習の指導については，次の事項に配慮するものとする。

⑴　服装を整え，用具の手入れや保管を適切に行うこと。

⑵　事故の防止に留意して，熱源や用具，機械などを取り扱うこと。

第９節　体育

第１　目標

心と体を一体としてとらえ，適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して，生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り，楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

第２　各学年の目標及び内容

〔第１学年及び第２学年〕

１　目標

⑴　簡単なきまりや活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに，その基本的な動きを身に付け，体力を養う。

⑵　だれとでも仲よくし，健康・安全に留意して意欲的に運動をする態度を育てる。

２　内容

A　体つくり運動

⑵　運動に進んで取り組み，きまりを守り仲よく運動をしたり，場の安全に気を付けたりすることができるようにする。

B　器械・器具を使っての運動遊び

⑵　運動に進んで取り組み，きまりを守り仲よく運動をしたり，場の安全に気を付けたりすることができるようにする。

C　走・跳の運動遊び

⑵　運動に進んで取り組み，きまりを守り仲よく運動をしたり，勝敗を受け入れたり，場の安全に気を付けたりすることができるようにする。

D　水遊び

⑵　運動に進んで取り組み，仲よく運動をしたり，水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすることができるようにする。

E　ゲーム

⑵　運動に進んで取り組み，きまりを守り仲よく運動をしたり，勝敗を受け入れたり，場の安全に気を付けたりすることができるようにする。

F　表現リズム遊び

⑵　運動に進んで取り組み，だれとでも仲よく踊ったり，場の安全に気を付けたりすることができるようにする。

〔第３学年及び第４学年〕

１　目標

⑴　活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに，その基本的な動きや技能を身に付け，体力を養う。

⑵　協力，公正などの態度を育てるとともに，健康・安全に留意し，最後まで努力して運動をする態度を育てる。

⑶　健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし，身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

２　内容

A　体つくり運動

⑵　運動に進んで取り組み，きまりを守り仲よく運動をしたり，場や用具の安全に気を付けたりすることができるようにする。

B　器械運動

⑵　運動に進んで取り組み，きまりを守り仲よく運動をしたり，場や器械・器具の安全に気を付けたりすることができるようにする。

C　走・跳の運動

⑵　運動に進んで取り組み，きまりを守り仲よく運動をしたり，勝敗を受け入れたり，場や用具の安全に気を付けたりすることができるようにする。

D　浮く・泳ぐ運動

⑵　運動に進んで取り組み，仲よく運動をしたり，浮く・泳ぐ運動の心得を守って安全に気を付けたりすることができるようにする。

⑶　自己の能力に適した課題をもち，動きを身に付けるための活動を工夫できるようにする。

E　ゲーム

⑵　運動に進んで取り組み，規則を守り仲よく運動をしたり，勝敗を受け入れたり，場や用具の安全に気を付けたりすることができるようにする。

F　表現運動

⑵　運動に進んで取り組み，だれとでも仲よく練習や発表をしたり，場の安全に気を付けたりすることができるようにする。

〔第５学年及び第６学年〕

1　目標

⑴　活動を工夫して各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに，その特性に応じた基本的な技能を身に付け，体力を高める。

⑵　協力，公正などの態度を育てるとともに，健康・安全に留意し，自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。

⑶　心の健康，けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし，健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

2　内容

A　体つくり運動

⑵　運動に進んで取り組み，助け合って運動をしたり，場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。

B　器械運動

⑵　運動に進んで取り組み，約束を守り助け合って運動をしたり，場や器械・器具の安全に気を配ったりすることができるようにする。

C　陸上運動

⑵　運動に進んで取り組み，約束を守り助け合って運動をしたり，場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。

D　水泳

⑵　運動に進んで取り組み，助け合って水泳をしたり，水泳の心得を守って安全に気を配ったりすることができるようにする。

E　ボール運動

⑵　運動に進んで取り組み，ルールを守り助け合って運動をしたり，場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。

F　表現運動

⑵　運動に進んで取り組み，互いのよさを認め合い助け合って練習や発表をしたり，場の安全に気を配ったりすることができるようにする。

G　保健

⑵　けがの防止について理解するとともに，けがなどの簡単な手当ができるようにする。

ア　交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には，周囲の危険に気付くこと，的確な判断の下に安全に行動すること，環境を安全に整えることが必要であること。

イ　けがの簡単な手当は，速やかに行う必要があること。

第３章　道徳
　第２　内容
　〔第１学年及び第２学年〕
　　１　主として自分自身に関すること。
　　⑴　健康や安全に気を付け，物や金銭を大切にし，身の回りを整え，わがままをしないで，規則正しい生活をする。
　　２　主として他の人とのかかわりに関すること。
　　⑶　友達と仲よくし，助け合う。
　　３　主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
　　⑴　生きることを喜び，生命を大切にする心をもつ。

第５章　総合的な学習の時間
　第３　指導計画の作成と内容の取扱い
　　１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
　　⑸　学習活動については，学校の実態に応じて，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動，児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

第６章　特別活動
　第２　各活動・学校行事の目標及び内容
　〔学級活動〕
　　２　内容
　〔共通事項〕
　　⑵　日常の生活や学習への適応及び健康安全
　　カ　心身ともに健康で安全な生活態度の形成
　〔学校行事〕
　　２　内容
　　⑶　健康安全・体育的行事
　　心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め，安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感のかん養，体力の向上などに資するような活動を行うこと。

（１）安全教育における重点事項

（低学年）
・　安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くようにする。
・　危険な状態を発見した場合や事件・事故発生時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動がとれるようにする。
（中学年）
・　身の回りの様様な危険や事故の防止について理解し、危険に気付き、自ら安全な行動がとれるようにする。
（高学年）
・　様様な場面で発生するおそれのある危険に対し、進んで安全な行動がとれるようにする。
・　自分自身の安全だけでなく、家族や友達など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。
・　簡単な応急手当ができるようにする。

安全教育の実施項目については、次頁のような例が考えられる。なお、実施に当たっては、小学校学習指導要領（Ｐ.218～220)、個々の児童の状況、学校内外の環境、実際に発生している事故・災害（Ｐ.143～144）等を十分踏まえることが必要である。

①　生活安全に関する内容例

学校生活における危険と安全確保

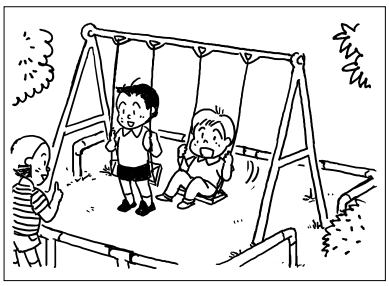

遠足・旅行・集団宿泊的行事における危険と安全確保

事件・事故発生時の通報の方法

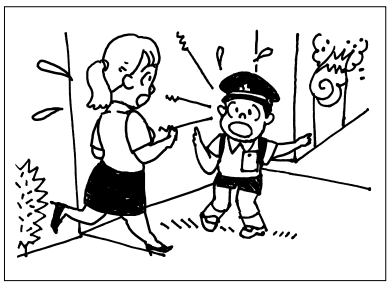

犯罪被害の危険と安全確保

②　交通安全に関する内容例

道路歩行や横断の危険と安全確保

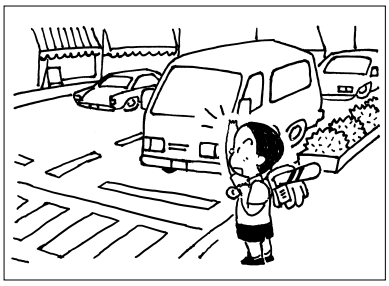

踏切における危険と安全確保

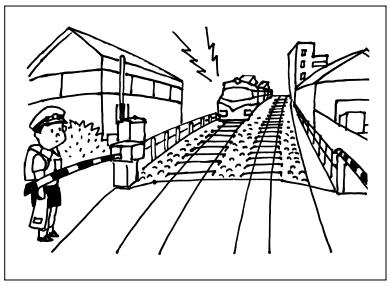

落雷の危険と安全確保

自転車乗車時の危険と安全確保

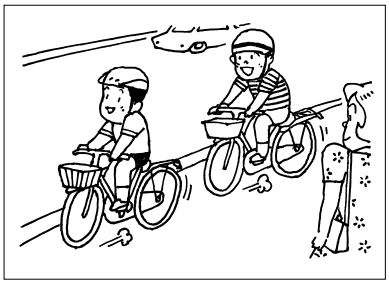

安全な交通社会づくりへの積極的な参加

火災発生時の危険と安全な行動

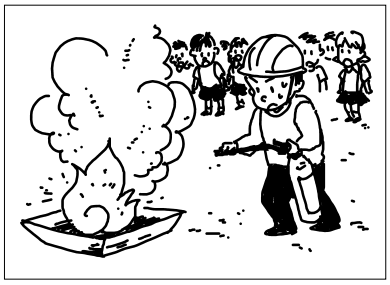

③　災害安全に関する内容例

地震発生時の危険と安全確保

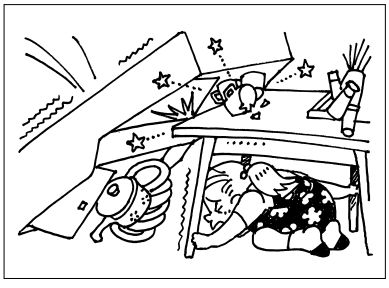

風水害等の危険と安全確保

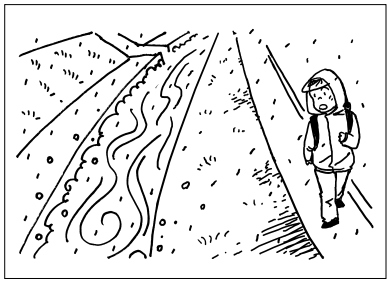

災害に対する備えの理解

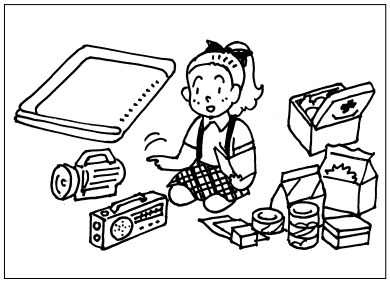

小学生の事故・災害の発生事例

【生活安全】

・　放課後、２階の窓を閉めていて、バランスを崩して窓から転落した。
・　清掃中、ふざけてほうきをふりまわしていて、手をすっぽぬけ、隣にいた児童の顔面に当たった。
・　休憩時間中、談話室で友達とふざけていて、不意に押されて後ろに転倒し、後頭部を打ち負傷した。
・　体育の授業でサッカーの試合中、蹴ったボールが顔面に当たり左眼を負傷した。
・　体育の授業中、跳び箱を跳ぶ時、爪先が跳び箱にひっかかり、マットに顔面から突っ込み、負傷した。
・　体育の授業のマット運動で、補助倒立をしていて支えきれずに頭から落ちて、頸部を負傷した。
・　体育の授業中、水泳のスタート練習で飛び込みをした時に、プールの底で頭部を打ち頸部を負傷した。
・　運動会の綱引き競技中、相手が綱を離したので、転倒し、後頭部を打って負傷した。
・　運動会の練習中、組体操のピラミッドが崩れて、下にいた児童が負傷した。
・　持久走大会に向けて、学校外へ出てランニング中、自転車と接触して負傷した。
・　クラス対抗ドッジボール大会で、ボールを受け損ねて指を負傷した。
・　理科の実験中、アルコールランプのアルコールがこぼれ児童の服に引火してやけどをした。
・　家庭科の実習中、べっこう飴を作っていて、味見をしようと指を鍋に入れてやけどをした。
・　給食の後片付けで、ステンレスの食器かごを運んでいた時、階段で転倒して腹部を負傷した。
・　レーザーポインタを友達の顔に照射し、光が目に当たり視覚障害が起こった。
・　学級活動で、竹馬に乗っていて、転倒し、頭部を負傷した。
・　休憩時間中、運動場で馬跳びをしていて、勢い余ってバランスを崩し、顔面から落ちた。
・　臨海学校で、夜、砂浜でロケット花火をしている時、花火がその場で爆発して、右眼を負傷した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　教科等で使用する用具、機械については、安全面に配慮して取り扱うことができるようにする。
○　学校生活の中で、危険が生じる可能性がある場所や事物について理解を深め、安全に行動できるようにする。
○　水泳の心得を守ることができるようにする。
○　けがの簡単な手当てができるようにする。

【交通安全】

・　登校中、青信号で横断歩道を渡っていたとき、右折する車にはねられた。
・　下校中、工事現場のダンプカーの後ろをよけて通ったにもかかわらず、後退してきたダン

プカーにはねられた。
・　下校中、友達とふざけていて歩道から車道に飛び出し車にはねられた。
・　下校中、バスから降りて、バスの後ろを通って反対側へ行こうとして、反対車線を走ってきた車にはねられた。
・　自転車に乗車中、左折するダンプカーの後部車輪に巻き込まれた。
・　自転車に乗車中、信号機のない交差点で、出合い頭に乗用車と衝突した。
・　自転車に乗車中、一旦停止せず遮断機のない踏切を渡ろうとして、列車にはねられた。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　通学路における危険や、自転車に関する基本的な交通ルールについて理解を深め、安全に登下校できるようにする。

【災害安全】
・　台風時、傘を差して歩いていると、風にあおられ、バランスを崩し、増水した川に転落した。
・　雪で凍結した道路を歩行中、足を滑らせて、道路わきの川へ転落した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　災害時における安全な行動を、訓練を通じて身に付けられるようにする。

○　身近な地域において、災害時に危険が生じる可能性がある場所等について理解を深める。

（日本スポーツ振興センター死亡・傷害事例集を参考に作成）

（２）安全教育の進め方

①　発達段階への配慮

小学生は、安全指導を素直に受け止め、身に付けようとするので、安全教育にとって最も適した時期である。

裏を返せば、この時期に安全教育を十分行わないと、その後の人生を安全に過ごす上で、大きな不利益を被るおそれがある。

低学年、中学年、高学年により発達段階は大きく異なるので、特に学校全体で安全指導を行う際には十分な配慮が必要である。

〈発達段階を踏まえた系統的指導例〉
－　道路の横断　－

低学年：信号の確認、青信号でも注意、左右踏切の渡り方も同様の確認

中学年：安全な横断・危険な横断、右左折車への注意・確認

高学年：自動車の直前・直後の横断、集団での横断、夜間の横断、踏切の種類と働き

○　小学生期の特徴と問題点

ア　小学生は、モデルとして観察する大人の行動の善し悪しによって大きな影響を受ける。とりわけ身近な教師や保護者の影響は大きく、単に言葉で指導するだけでなく、実際の行動で、模範を示すことが重要である。

イ　小学生は、冒険心や仲間への同調行動から、あえて危険を冒し事故に遭うことがある。特に仲間への帰属感を求める気持ちが高まる高学年の児童は、仲間が行っている危険な行動に加わろうとする意識が強くなること（ピア・プレッシャー）に十分な注意が必要である。

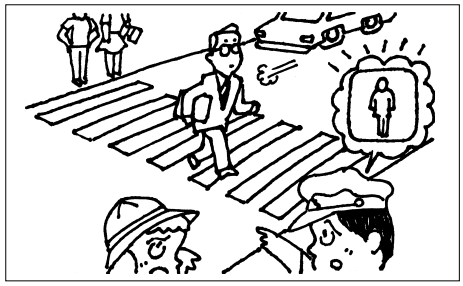

赤信号の横断禁止

ウ　小学生の行動範囲は、幼児と比べ大きく広がり、教師や保護者の目の届かない場所にも遊びに出かけるようになる。

一方、未知の場所での危険判断はまだ難しく、思わぬ事故に遭うこともあるので、沼や川などの水辺や山など普段経験することの少ない場所や状況における潜在的な危険について、あらかじめ十分な指導が必要である。

危ない木登り

②　関連教科等による安全学習

「生活科」においては、通学路の様子や学校生活を支える人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにすることとしている。

また、高学年の「保健」においては、けがの発生要因や防止の方法について理解するとともに、簡単なけがの手当てができるようにすることとしている。

「保健」以外の体育の領域では、安全な生活の前提となる、決まりを守って行動することや、自分の体の状態や体力に応じた取り組みを行うこと、水遊びの心得を守ること、器械・器具の安全に気を付けることができるようにすることとしている。

さらに、「社会」においては地域において人々の安全を守る関係機関の働き等について考えること、「理科」においては自然災害に目を向けること、「図画工作」や「家庭」においては用具を取り扱えるようにすることなど、各教科においても安全教育の視点に立ち、さまざまな機会をとらえて安全についての知識や能力を習得させることとしている。

総合的な学習の時間においても、安全マップの作成など、安全に関するテーマを積極的に取り上げることが望まれる。その際には、各教科等との有機的な連携を図る必要がある。

③　道徳の時間における取扱い

道徳の時間においては、生命の尊重をはじめとして、決まりの遵守、公徳心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容について取り扱うことが必要である。

④　学級活動における安全指導

小学校の学級活動では、生活安全や交通安全に関すること、災害時の安全や防犯に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することを取り上げていくことが必要である。

〈「けがの手当」での指導内容〉

○　自分でできる簡単なけがの手当には、傷口を清潔にする、圧迫して止血する、患部を冷やすなどの方法があることを理解させる。

　また、すり傷、鼻出血、やけどや打撲などを取り上げ実習を通して簡単な手当ができるようにする。

○　けがの種類や程度などの状況を速やかに把握して手当をするとともに、近くの大人に知らせることが大切であることを理解させる。

総合的な学習の時間におけるテーマ例

○　芸予地震から学ぶ
　地震の仕組み、防災、阪神・淡路大震災との比較、避難、生命尊重などの調査研究

○　「危険・発見・大冒険」
　校舎内、校内、家庭、地域へと危険場所発見の領域を広げる。対策を練って実践してみる。

〈体験的な活動の指導例〉

標語作り

道路にある文字やマーク調べ

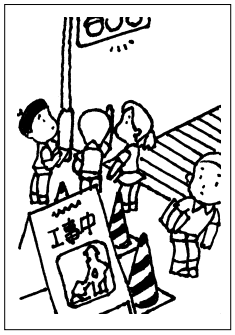

自転車点検

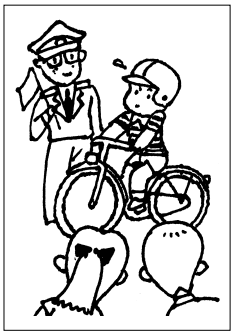

校内の危険箇所の調査

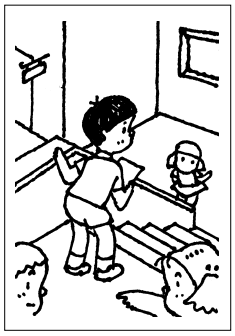

（P.210～215参照）

その際には、「学級活動」という限られた時間の中で、指導効果を高めるために、絶えず授業改善を図っていくことが求められる。

そして、指導計画の作成に当たっては、季節ごとの状況（特に夏季休業前）や、学校行事の計画、あるいは、児童の事故の発生状況などを踏まえ、１単位時間で行う指導と、朝の会や終わりの会などでの日常の指導を組み合わせて十分な指導を行うことができるよう、配慮していくことが必要である。

〈授業改善の方向性〉

- □ 生活の中から問題場面を見付け、解決する活動を取り入れる。
- □ 学んだことが実践に生かされるような体験的な学びを取り入れる。
- □ 地域の人材活用を含めた授業形態を工夫する。
- □ 地域・家庭との連携を生かした活動を工夫する。

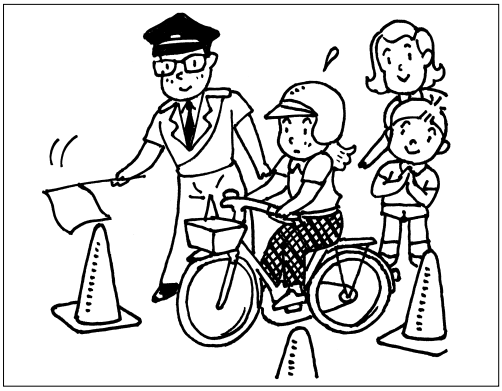

自転車教室

⑤ 学校行事における安全指導

小学校の学校行事では、安全な行動と規律ある集団行動の体得をねらいとして、交通安全教室、自転車教室、避難訓練・防犯教室などが実施されている。

特に、避難訓練については、火災・震災対策に加えて、不審者等への対策を取り上げるとともに、防犯教室については、通学路における不審者等への対策を構ずる必要がある。（詳細は第Ⅲ章参照）

自転車教室や交通安全教室については、地域の実態に応じて、体験を重視した具体的な活動となるよう配慮するとともに、地域の人材や教育ボランティアの積極的な活用を図っていくことも必要である。

さらに、運動会等の体育的な行事については、綿密な計画の下に実施されているにもかかわらず、多くの事故が発生しているという現実を踏まえ、児童の自主的、自発的な活動を助長しながら、ルールや集団の規律を身に付けさせるとともに、準備や後片付けの際の安全などについても十分指導することが大切である。（P.248～255参照）

児童会活動における安全指導例

- ドッジボール大会、縄跳び大会等における安全計画
- 安全スローガンや安全マスコットの募集

（川之江市立南小学校）

- 安全月間の設定「事故０作戦」「安全な遊びの研究」など
- 安全集会における、安全啓発劇

⑥ 児童会及びクラブ活動における安全指導

児童会・代表委員会で取り上げられるべき議

題としては、「校庭での安全な遊びの工夫をしよう」など、学校生活で直面する安全面での問題が考えられるが、その際には、単に安全に対するきまりや禁止事項をつくることのみにならないよう、児童の自主性の伸長にも配慮しなければならない。

そして、指導に当たっては、問題の現状と原因の把握、解決のための方法、実践化を促すための各委員会で行うべき活動などについて話し合わせ、児童が主体的に、安全で楽しい学校生活を創造できるようにしていくことが必要である。

クラブ活動においては、児童の自発的、自治的な実践活動を通じて、各教科、道徳教育、学級活動等において学習した安全に対する資質や能力を、一層深化し、実践的なものとするよう配慮しなければならない。

○　児童が主体的に学ぶ安全教育

～総合的な学習の時間を生かして主体的に学ぶ安全教育（３年生）～

大洲市立喜多小学校では、自ら危険に気づき、正しく判断して、危険を回避する能力や技能を育て、積極的に「命を守る」態度を身に付けさせるため、総合的な学習の時間を活用して安全学習に取り組んでいる。実際に自分たちの目で確かめたり地域の人にインタビューをしたり、さらに、それを地図にまとめたりする活動を通して、自分たちの生活圏を見直し、危険な場所の発見と安全な生活の仕方を自ら学ばせている。時間配当は、以下に示す通りである。

時	展　開	学習活動	ね　ら　い	他教科との関連
1	導　入	1　テーマや目的、課題解決の方法について知る。（問題を発見する力）	・　自分たちが安心して遊べる場所や危険な場所について調べる方法について知る。	社会 「わたしのまち、みんなのまち」 総合的な学習 「冨士山」、「肱　川」
		2　学習課題を設定し、調べる地域を決める。（楽しい場所・危険な場所）	・　地図へのまとめ方や地域の人にインタビューする方法について知る。	
1	計　画	3　学習計画を立てる。	・　見通しをもって学習計画を立てる。	総合的な学習（課題解決の力）
2	調　査 ・ 探　求 活　動	4　地域の調査をしたりインタビューをしたりする。 （主体的に関わる力） ※　社会科の地域見学も活用する。	・　地域の様子を知る。 ・　見学や地域の人へのインタビューを通して地域での遊び場の実態を調べる。	社会「じけんやじこがおきたら」 （資料収集能力・社会的な思考力） 国語（コミュニケーション能力） 道徳（愛郷心）
2	まとめ	5　調査活動をまとめる。 ○　遊んで楽しい場所、危険な場所の地図を作る。 ○　伝える方法を工夫する。	・　必要な情報を選択し、地図にまとめたりピックアップした場所を紹介カードにまとめたりする。	社会 「じけんやじこがおきたら」 （資料活用能力・表現力）
2	発表とまとめ	6　発表会をする。 ○　自分たちが作った安全マップをもとにグループごとに工夫して発表する。	・　発表を通して安全な場所や危険な場所についての理解を深め、身の回りの安全について関心を高める。	国語 （話す・聞く力・伝え合う力）

総合的な学習の時間で取り組んだ結果、以下のような成果があった。

・　子どもたちが主体的に取り組める場と時間を確保できた。

・　地域をより深く知ることができた。児童自身や地域住民、保護者に対して安全な生活や安全な環境づくりについての啓発活動ができた。

・　自分たちの調べた危険な場所を、他の地域に住む友だちや他の学年の児童にも紹介できたことにより安全な生活への意識が高まった。

せんせいやおうちの人と 話しあって書いてみましょう

●こわい人を見たり、あぶないことを聞いたりしたことがありますか。

●家の近くで、人どおりが少なくてさびしいばしょはどこですか。

●家の近くやつうがくろで、こわい目あぶない目にあったときに、たすけてもらえるところはどこですか。

●学校に行くとき、帰るときのやくそくはなんですか。

●お家に帰ってあそぶときに、気をつけることはなんですか。

いえのひととたしかめあっておきましょう。

＊いつもあそんでいる友だちの「なまえ」と「でんわばんごう」は

なまえ ☎

なまえ ☎

＊なんじまでに家へ帰りますか？（　　じ　　ふんまで）

＊家に人がいないときのれんらく先は

なまえ ☎

なまえ ☎

こんなこともやってみましょう

- おおごえでたすけをよぶれんしゅうをする
- ぼうはんブザーのつかいかたをおぼえる
- おうちの人とつうがくろをあるいて、あんぜんをたしかめる
- あんぜんマップをつくる

■発行　文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

(平成18年2月)

防犯教材　小学校 1・2 年用

大切な いのちとあんぜん

年　くみ

なまえ

文部科学省

あなたは

学校やお家で楽しくのびのびと生活していますか

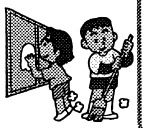

どちらかに○をつけましょう

☆ お家の人や先生にすすんであいさつやへんじをしていますか。	はい	いいえ
☆ 友だちとなかよく、元気にあそんでいますか。	はい	いいえ
☆ やくそくをまもって、まわりのあんぜんに気をつけていますか。	はい	いいえ
☆ よいと思ったことをすすんでやっていますか。	はい	いいえ
☆ 生きものを大切にしていますか。	はい	いいえ

「いいえ」が、「はい」になるように
がんばりましょう!

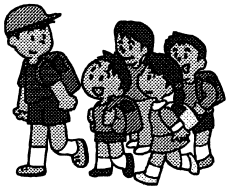

先生やお家の方へ

この教材は、子どもが、学校や地域で楽しくのびのびと生活できるようにするために作成したものです。学校の「防犯教室」や学級での指導、家庭での話し合いなどに活用してください。

※表紙　子どもたちの大切な命と安全を、まわりの大人がみんなで守っていることを表現しています。

※2～3頁　自分の命や安全を守るためには、基本的な生活習慣や人とのコミュニケーション能力を身に付け、自分の命や安全を大切にする態度を育てる必要があります。自己評価をさせてみましょう。また、命と安全を守るための知恵を、5つの約束にしました。地域の実態等から、必要な内容を加えるなどして活用してください。

※4頁　これまでの内容を確認し、実践につなげてください。

練習は、ふざけやいたずらにならないように注意してください。また、お家の人との通学路の安全点検や安全マップづくりは、子どもの危険予測・危険回避能力を育てるためにとても重要です。子どもや地域の実情に応じて工夫しながら、ぜひ実践してみてください。

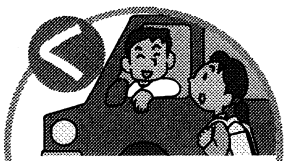

「みちをおしえて」とか「おくってあげる」といわれても、しらないひとのくるまにのってはいけません。

へんなひとやくるまにきがついたら、おうちのひとやせんせいにはなしておこう。

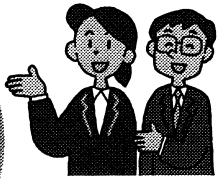

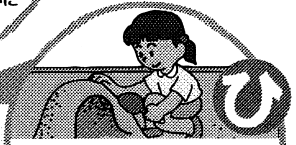

がっこうからのかえりみちは、みんなといっしょにかえろう。そとであそぶときもひとりきりにならないようにしよう。

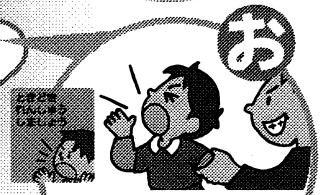

あぶないとおもったら、ぼうはんブザーをならしたり、おおきなこえをだしてにげよう。

あなたの大切ないのちとあんぜんをまもるためには、きけんに近づかない「知え」がひつようです。五つのやくそくをまもって元気にのびのびと生活しましょう。

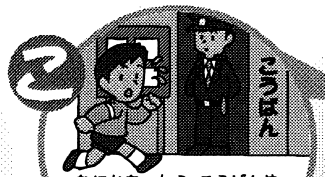

なにかあったら、こうばんやきんじょのいえ、こども110ばんのいえにすぐにしらせよう。

くるまにはぜったいのらない、ちかづかない!

なんでもはなそうがっこうのこと、とうげこうのこと!

ひとりではかえらない、あそばない!

こうばんやきんじょのいえにしらせよう!

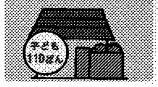

つうがくろでさがしてみよう

あぶないときにたすけてもらえるおみせやいえ

●こんなことにも気をつけましょう●

エレベーターでは、しらないひととのらないようにしましょう

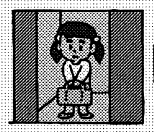

おうちでひとりでいるときは、でんわをとらない、カギをあけないようにしましょう

大切ないのちをまもるための

五つのやくそく

大切な自分の命を守るための

五つの約束

こんなとき

大切な自分の命を守るため
五つの約束

1. こわいと思ったら大声で助けをもとめる
2. 外では一人で遊ばない
3. 外出のときは、家の人に行き先を言う
4. 暗くなったら一人で外出しない
5. おかしいなと思った食べ物、飲み物を口にしない

さらに、危険が広がらないように
☆あやしい人や車を見たり、こわいめにあったりしたら、
すぐに先生・家の人などまわりの大人に話しましょう！
☆友だちや低学年の子どもがこわいめにあっていたら、
大声を出して近くの大人に知らせましょう！

あなたは、こわいめにあったことがありますか？

ゆうかいされそうになる

ぼう力を受ける

いやなことをされる

だれの物かわからない
飲み物が置いてある

どんな場所がこわいのでしょう？

だれもない公園

エレベーター

人通りの少ない暗い道

ゲームセンター

どんな様子に見えるでしょう？

ゲーム機でさそわれている

車に乗せられそうになっている

ナイフなどで
おどされている

自動販売機の中に
ジュースが置いてある

家の人と話し合って書いてみましょう。

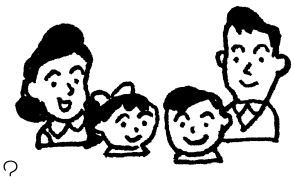

●いままでに、どんなこわいめやあぶないめにあったことがありますか？

●家の近くで人通りが少なくて、さびしい場所はどこですか？

●食べ物や飲み物にいたずらをする悪い人もいます。どのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

●友達がナイフなど、あぶない物をもっていたら、あなたはどうしますか？

●家の人と確かめ合っておきましょう。

＊いつも遊んでいる友だちは

氏名	☎
氏名	☎
氏名	☎
氏名	☎

＊何時までに家へ帰りますか　　時　　分

＊家に人がいないときの連絡先

連絡先	☎
連絡先	☎

＊こわいめやあぶないめにあったときに、助けてもらえるところはどこですか？

○日常、このような練習も必要です。

・大声で助けを呼ぶ練習
・車の色、ナンバーを覚える練習
・人の特徴（服装・髪型など）を覚える練習

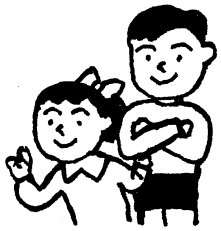

このしおりは、いつも目につくところに置いておきましょう。

4 中学校における安全教育

中学校における安全教育は，保健体育科の時間はもとより、理科、社会などの教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などを通じて、これらの教科等における指導を相互に関連させながら適切に行うことが必要である。また、家庭や地域社会と連携しつつ、生涯を通じて健康・安全な生活を送るための基礎が培われるように配慮して行うことが必要である。

新しい学習指導要領（平成20年告示）においては、そうした方針が明確に示されている。学校安全関係部分の抜粋を参考までに示すので、それぞれの教科等でどのような内容を指導することになるのか、教職員間で共通理解を図ってほしい。

＜参考＞　新しい中学校学習指導要領　学校安全関係部分抜粋

第１章　総則
　第１　教育課程編成の一般方針
　　３　学校における体育・健康に関する指導は，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科の時間はもとより，技術・家庭科，特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第２章　各教科
　第２節　社会
　　第２　各分野の目標及び内容
　　〔地理的分野〕
　　２　内容
　　⑵　日本の様々な地域
　　イ　世界と比べた日本の地域的特色
　　(ｱ)　自然環境
　　世界的視野から日本の地形や気候の特色，海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに，国内の地形や気候の特色，自然災害と防災への努力を取り上げ，日本の自然環境に関する特色を体観させる。
　　ウ　日本の諸地域
　　(ｱ)　自然環境を中核とした考察
　　地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として，それを人々の生活や産業などと関連付け，自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや，地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

　第４節　理科
　　第２　各分野の目標及び内容
　　〔第２分野〕
　　２　内容
　　⑵　大地の成り立ちと変化
　　ア　火山と地震

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き
地震の体験や記録を基に，その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに，地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ，地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

(7) 自然と人間
イ 自然の恵みと災害
(ア) 自然の恵みと災害
自然がもたらす恵みと災害などについて調べ，これらを多面的，総合的にとらえて，自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い
(3) 内容の(2)については，次のとおり取り扱うものとする。
イ アの(イ)については，地震の現象面を中心に取り扱い，初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また，「地球内部の働き」については，日本付近のプレートの動きを扱うこと。
(8) 内容の(7)については，次のとおり取り扱うものとする。
ウ イの(ア)については，地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また，「災害」については，記録や資料などを用いて調べ，地域の災害について触れること。

第6節 美術
第3 指導計画の作成と内容の取扱い
3 事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第7節 保健体育
第1 目標
心と体を一体としてとらえ，運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して，生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り，明るく豊かな生活を営む態度を育てる。
第2 各分野の目標及び内容
〔体育分野 第1学年及び第2学年〕
1 目標
(1) 運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに，知識や技能を身に付け，運動を豊かに実践することができるようにする。
(2) 運動を適切に行うことによって，体力を高め，心身の調和的発達を図る。
(3) 運動における競争や協同の経験を通して，公正に取り組む，互いに協力する，自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに，健康・安全に留意し，自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。
2 内容
A 体つくり運動
(2) 体つくり運動に積極的に取り組むとともに，分担した役割を果たそうとすることなどや，健康・安全に気を配ることができるようにする。
B 器械運動
(2) 器械運動に積極的に取り組むとともに，よい演技を認めようとすること，分担した役割を果たそうとすることなどや，健康・安全に気を配ることができるようにする。
C 陸上競技
(2) 陸上競技に積極的に取り組むとともに，勝敗などを認め，ルールやマナーを守ろうとすること，分担した役割を果たそうとすることなどや，健康・安全に気を配ることができるようにする。
D 水泳

⑵　水泳に積極的に取り組むとともに，勝敗などを認め，ルールやマナーを守ろうとすること，分担した役割を果たそうとすることなどや，水泳の事故防止に関する心得など健康・安全に気を配ることができるようにする。

E　球技

⑵　球技に積極的に取り組むとともに，フェアなプレイを守ろうとすること，分担した役割を果たそうとすること，作戦などについての話合いに参加しようとすることなどや，健康・安全に気を配ることができるようにする。

F　武道

⑵　武道に積極的に取り組むとともに，相手を尊重し，伝統的な行動の仕方を守ろうとすること，分担した役割を果たそうとすることなどや，禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。

G　ダンス

⑵　ダンスに積極的に取り組むとともに，よさを認め合おうとすること，分担した役割を果たそうとすることなどや，健康・安全に気を配ることができるようにする。

H　体育理論

⑵　運動やスポーツの意義や効果などについて理解できるようにする。

ア　運動やスポーツは，身体の発達やその機能の維持，体力の向上などの効果や自信の獲得，ストレスの解消などの心理的効果が期待できること。

イ　運動やスポーツは，ルールやマナーについて合意したり，適切な人間関係を築いたりするなどの社会性を高める効果が期待できること。

ウ　運動やスポーツを行う際は，その特性や目的，発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど，健康・安全に留意する必要があること。

〔体育分野　第３学年〕

1　目標

⑴　運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうとともに，知識や技能を高め，生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにする。

⑵　運動を適切に行うことによって，自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て，心身の調和的発達を図る。

⑶　運動における競争や協同の経験を通して，公正に取り組む，互いに協力する，自己の責任を果たす，参画するなどの意欲を育てるとともに，健康・安全を確保して，生涯にわたって運動に親しむことができる態度を育てる。

2　内容

A　体つくり運動

⑵　体つくり運動に自主的に取り組むとともに，体力の違いに配慮しようとすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，健康・安全を確保することができるようにする。

B　器械運動

⑵　器械運動に自主的に取り組むとともに，よい演技を讃えようとすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，健康・安全を確保することができるようにする。

C　陸上競技

⑵　陸上競技に自主的に取り組むとともに，勝敗などを冷静に受け止め，ルールやマナーを大切にしようとすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，健康・安全を確保することができるようにする。

D　水泳

⑵　水泳に自主的に取り組むとともに，勝敗などを冷静に受け止め，ルールやマナーを大切にしようとすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようにする。

E　球技

⑵　球技に自主的に取り組むとともに，フェアなプレイを大切にしようとすること，自己の責任を果たそうとすること，作戦などについての話合いに貢献しようとすることなどや，健康・安全を確保することができるようにする。

F　武道

⑵　武道に自主的に取り組むとともに，相手を尊重し，伝統的な行動の仕方を大切にしようとすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，健康・安全を確保することができるようにする。

G　ダンス

⑵　ダンスに自主的に取り組むとともに，互いの違いやよさを認め合おうとすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，健康・安全を確保することができるようにする。

〔内容の取扱い〕

⑵　内容の「A体つくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については，次のとおり取り扱うものとする。

エ　「D水泳」の⑴の運動については，第１学年及び第２学年においては，アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第３学年においては，アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。また，泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお，水泳の指導については，適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが，水泳の事故防止に関する心得については，必ず取り上げること。また，保健分野の応急手当との関連を図ること。

〔保健分野〕

1　目標

個人生活における健康・安全に関する理解を通して，生涯を通じて自らの健康を適切に管理し，改善していく資質や能力を育てる。

2　内容

⑶　傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア　交通事故や自然災害などによる傷害は，人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。

イ　交通事故などによる傷害の多くは，安全な行動，環境の改善によって防止できること。

ウ　自然災害による傷害は，災害発生時だけでなく，二次災害によっても生じること。また，自然災害による傷害の多くは，災害に備えておくこと，安全に避難することによって防止できること。

エ　応急手当を適切に行うことによって，傷害の悪化を防止することができること。また，応急手当には，心肺蘇生等があること。

3　内容の取扱い

⑹　内容の⑶のエについては，包帯法，止血法など傷害時の応急手当も取り扱い，実習を行うものとする。また，効果的な指導を行うため，水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。

第８節　技術・家庭

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

3　実習の指導に当たっては，施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

第３章　道徳

第２　内容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は，次のとおりとする。

1　主として自分自身に関すること。

⑴　望ましい生活習慣を身に付け，心身の健康の増進を図り，節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。

2　主として他の人とのかかわりに関すること。

⑵　温かい人間愛の精神を深め，他の人々に対し思いやりの心をもつ。

3　主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

⑴　生命の尊さを理解し，かけがえのない自他の生命を尊重する。

第４章　総合的な学習の時間

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

⑸　学習活動については，学校の実態に応じて，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動，生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動，地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動，職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

第５章　特別活動
　第２　各活動・学校行事の目標及び内容
　〔学級活動〕
　　２　内容
　　⑵　適応と成長及び健康安全
　　キ　心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
　〔学校行事〕
　　２　内容
　　⑶　健康安全・体育的行事
　　心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め，安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感のかん養，体力の向上などに資するような活動を行うこと。

（１）安全教育における重点事項

・　交通安全や日常生活に関して安全な行動を積極的にとることができるようにする。
・　応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。
・　他者の安全に配慮するとともに、自他の安全に対する責任感を育成する。
・　学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解し、参加できるようにする。

安全教育の実施項目については、次頁のような例が考えられる。なお、実施に当たっては、中学校学習指導要領（P.221～223)、個々の生徒の状況、学校内外の環境、実際に発生している事故・災害（P.160～161）等を十分踏まえることが必要である。

① 生活安全に関する内容例

学校生活における危険と安全確保

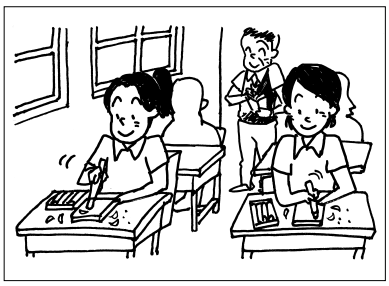

運動会、体育的行事、集団宿泊的行事における危険と安全確保

犯罪被害の危険と安全確保

② 交通安全に関する内容例

交通法規の正しい理解と遵守

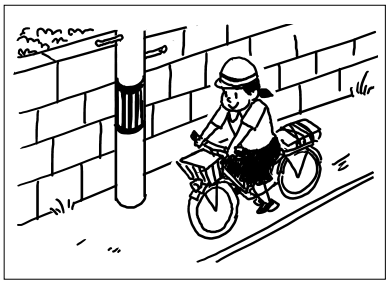

自転車の点検整備と正しい乗り方

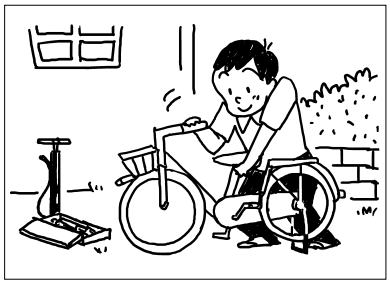

携帯電話やインターネットによる犯罪被害の防止と適切な利用法

交通機関利用時の安全な行動

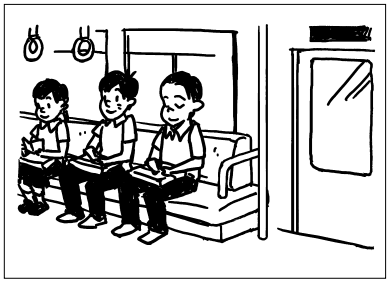

交通事故の責任

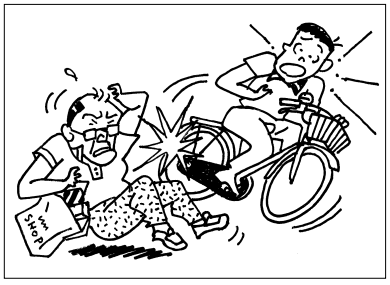

③ 災害安全に関する内容例

火災発生時における危険の理解と安全な行動

地震発生時の危険の理解と安全な行動

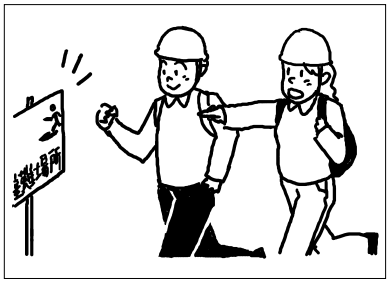

中学生の事故・災害の発生事例

【生活安全】

・　休憩時間中、追いかけっこしていた際、勢い余って窓ガラスを突き破り、ガラスの破片が右胸に刺さった。
・　休憩時間中、急いで掃除に行くため廊下を走っていた際、雨のため滑りやすくなっていたため転び、出入口の戸の角に足を打ちつけた。
・　清掃中、ごみを捨てに行く際、ゴミの中に混ざっていたガラスで太ももを負傷した。
・　理科の授業中、過酸化水素を加熱して酸素を発生させる実験の際、熱していたガラス製の試験管が破裂して、破片が右眼に刺さった。
・　技術・家庭科の授業中、釘をバールで抜こうとした際、抜けきる前に釘の頭をバールの先に引っ掛けて引き上げたため、誤ってバールの先で右眼を突いた。
・　保健体育の授業中、ウォーミングアップとして500mを走った後に持久走をした際、スタートから300mほど走ったところで、突然ふらつき崩れるように転倒した。
・　保健体育の授業中、マット運動で首跳ね起きの練習の際、勢い余って床で顔面を打った。
・　保健体育の授業中、サッカーをしていた際、相手の蹴ったボールが右眼に当たった。
・　保健体育の授業中、ソフトボールをしていた際、打ったバッターが投げたバットが口に当たった。
・　柔道の部活動中、相手選手に大外刈りで投げられた際、畳で後頭部を強く打った。
・　水泳の部活動中、スタート練習の際、腰が高くなりほぼ直角に入水したため、頭頂部をプールの底で強打した。
・　野球の部活動中、フライを追いかけて走っていた際、サッカーのゴールポストに気付かず、前頭部からぶつかった。
・　修学旅行中、宿泊先のホテルで、２階の自分の部屋からベランダ伝いに友人の部屋に行こうとし、約８ｍ下に落下した。
・　運動会のムカデ競争の練習中、足が合わなくなって転んだ際、顔面を地面で強打した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　教科等で使用する用具、機械については、安全面に配慮して取り扱うことができるようにする。
○　学校生活の中で、危険が生じる可能性がある場所や事物を把握し、安全に行動したり、環境を改善したりできるようにする。
○　体力や体調に応じた取り組みができるようにする。
○　水泳の事故防止に関する心得を守ることができるようにする。
○　応急手当ができるようにする。

【交通安全】

・　徒歩で登校中、車同士の衝突事故の際、倒されたカーブミラーの支柱が、頭部を直撃した。
・　徒歩で下校中、自動車のサイドミラーに引っ掛けられ、転倒して後頭部を道路で強打した。
・　部活動終了後の帰宅中、通行中の軽トラックの積荷がくずれ、頭部に当たった。
・　自転車で登校中、路側帯を走行していたが、わき見運転したトラックが路側帯によったため正面から衝突した。
・　自転車で登校中、下り坂を走行の際、向かい側からきた車に気付き急ブレーキをかけたが転倒し、車で全身を強打した。
・　自転車で下校中、前輪に足をはさみ、前方へ一回転して顎を強打した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　交通事故を防止するために必要なことについて理解を深め、安全に行動できるようにする。

【災害安全】

・　玄関のドアを開け校舎内に入ったところ、台風の突風によって玄関ドアが急激に閉まり、指を挟んだ。
・　登校中、大雨で増水した川に転落した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　災害時における安全な行動を、訓練を通じて身に付けられるようにする。

○　身近な地域において、災害時に危険が生じる可能性がある場所等について理解を深める。

（日本スポーツ振興センター死亡・傷害事例集を参考に作成）

（２）安全教育の進め方

①　発達段階への配慮

思春期を迎える中学生期は、心身共に大きな変化を示す時期であり、生徒は自分自身を「子どもではない」ととらえ、大人から子ども扱いされることに反発心を持つとともに、背伸びをして大人っぽい行動を顕示しようとする。また、これまで身に付けてきた慣習や道徳、社会規範などにあえて反発する者も現れる。

他方、論理的に考える力も伸びてくるので、一つ一つ明確な理由を示し理にかなった教育を行えば、効果的である。

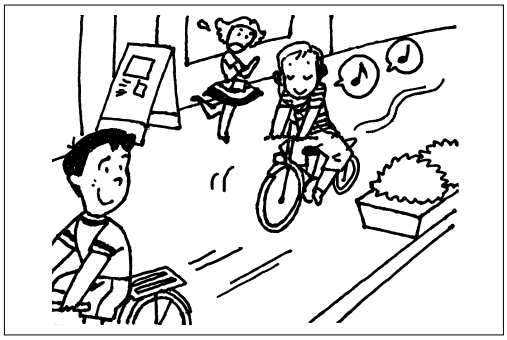

ウォークマンを聞きながら運転

○　**中学生の特徴と問題点**

ア　中学生には危険な行為についてき然とした態度で指導した上で、規則を守ることの強制や、指示的指導ばかりでなく、安全規則を遵守することの意義や安全な行動をとる必要性を明示し、理解を促していくことが大切である。

イ　中学生の「子どもではない」という意識を考慮するならば、「大人になりつつある存在」として認め、教師や保護者が人生の先輩として助言していくというような姿勢をとることが効果的である。

ウ　仲間の圧力（ピア・プレッシャー）は、中学生の行動を左右する重要な要因となる。仲間はずれにされることを恐れるあまり、危険と知りつつも、仲間の前であえて危険に身をさらしたり、他人を危険にさらすこともある。

このため、様々な場面において安全を確保するためには、どのような行動が可能か、どのような行動を選択するのが望ましいのか、判断できる能力を身に付けさせることが必要である。

（人的要因）

・行動

・心身の状態

（環境要因）

・場所

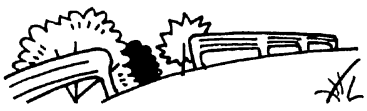

・気象条件

②　関連教科等における安全学習

保健体育科の「保健」分野においては、自然災害や交通事故などに伴う障害の防止や、応急手当等について、理解を深めることができるようにすることとしている。

また、「体育」分野では、安全な生活の前提となる体力の向上を図り、互いに協力して取り組むこと、水泳の事故防止に関する心得を含め、健康・安全を確保することができるようにすることとしている。

さらに、「社会」においては自然災害に応じた防災対策が大切であること、「理科」においては自然がもたらす災害について調べること、「美術」や「技術・家庭」においては器具の使い方の指導と保管、事故防止の指導を徹底することなど、各教科においても安全教育の視点に立ち、さまざまな機会をとらえて安全についての知識や能力を習得させることとしている。

総合的な学習の時間においても、安全に関するテーマを積極的に取り上げることが望まれる。その際には、各教科等との有機的な連携を図る必要がある。

③　道徳の時間における取り扱い

道徳の時間においては、生命の尊重、遵法の精神や公徳心、公共心など安全な生活を営むのに必要な基本的な内容について取り扱う必要がある。

④　学級活動における安全指導

学級活動における安全指導のねらい

- 学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、安全に配慮するとともに、危険を予測し、的確に行動できる能力や態度を養う。
- 自然災害や防犯に対して、適切な行動がとれるような能力や態度を養う。

学級活動では、生活安全や交通安全に関すること、災害時の安全や防犯に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することを取り上げていくことが必要である。

特に交通安全については、自転車乗車中に交通事故に遭うことが多くなっていることを踏まえ、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮することの重要性を理解させなければならない。

また、応急手当の技能を身に付けたり（第Ⅳ章３参照）、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについても理解を深め、参加できるようにすることが大切である。

（P.210～215参照）

危険予測訓練の例

この後、どんな危険が予測されますか。

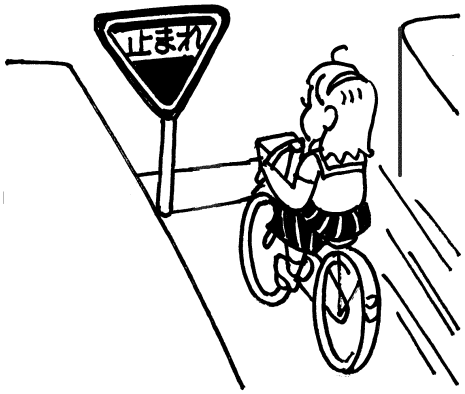

絵を見て予測される危険（※）について発表させる。
※　右側から車が来て、衝突するかもしれない。
　　左側から小学生が飛び出すかもしれない。

応急手当の実習

その際には、「学級活動」という限られた時間の中で、指導効果を高めるために、絶えず授業改善を図っていくことが求められる。

そして、指導計画の作成に当たっては、季節ごとの状況（特に夏季休業前）や、学校行事の計画、あるいは、生徒の事故の発生状況などを踏まえ、１単位時間で行う指導と、朝の会や終わりの会などでの日常の指導を組み合わせて十分な指導を行うことができるよう、配慮していくことが必要である。

自転車点検

⑤　学校行事における安全指導

学校行事では、安全で規律ある行動の体得をねらいとして、避難・防災訓練や交通安全教室等が実施されている。特に、避難訓練については、火災・震災対策に加えて、不審者への対策を取り上げる防犯教育が必要である。（詳細は第Ⅲ章参照）

また、交通安全意識を高めるための交通安全教室では、地域の実態に応じて、体験を重視した具体的な内容となるよう配慮するとともに、地域の人材や教育ボランティアの積極的な活用を図っていくことも必要である。

体育的行事については、綿密な計画の下に実施されているにもかかわらず多くの事故が発生していることを踏まえ、生徒の自主的、自発的活動を助長しながら、ルールや集団の規律を身に付けさせるとともに、準備や後片付けの安全についても十分指導することが大切である。（Ｐ.248～255参照）

騎馬が崩れて

⑥　生徒会活動及び部活動における安全指導

ア　生徒会活動

生徒会活動では、例えば、学校における事故、登下校時の交通事故の防止等について話し合い、基本的な行動目標を決定し、委員会活動等で具体的な実践活動を行うことが重要である。その際、単に安全に関する決まりや禁止事項を作って生徒に押しつけることのないように十分配慮しなければならない。

イ　部活動

部活動は、学校において計画する教育活動であり、学校管理下の活動として、施設設備の安全管理とも関連させ、生徒の発達段階に配慮しながら、安全な活動（体調管理、水分補給、起こりうる事故を予知する力の育成等）の仕方について適切に指導する必要がある。

また、適切に休養日や練習時間を設定していくことが、事故防止の上でも重要である。（Ｐ.255～256参照）

熱中症でダウン（Ｐ.98参照）

○　今後の運動部活動の在り方（文部省）平成９年12月

1　基本的考え方

□　生徒の個性の尊重と柔軟な運営

□　生徒の生活のバランスの確保

□　開かれた運動部活動

2　運動部活動における休養日等の設定例

□　中学校の運動部では、学期中は週当たり２日以上休養日を設定。

□　練習試合や大会への参加など土曜日や日曜日に活動をする必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保。

□　土曜日や日曜日の活動については、子どもの「ゆとり」を確保し、家族や部員以外の友達、地域の人々などとより触れ合えるようにするという学校週５日制の趣旨に適切に配慮。

□　長期休業中の活動については、上記の学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

□　効率的な練習を行い、長くても平日は２～３時間程度以内、土曜日や日曜日に実施する場合でも３～４時間程度以内で練習を終えることを目処とする。

　長期休業中の練習についても、これに準ずる。

○　スポーツ振興基本計画（文部科学省）平成18年９月改定（平成12年９月告示）

運動部活動の運営の改善

□　児童生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、例えば、一部に見られる勝利至上主義的な運動部活動の在り方を見直すなど、児童生徒の主体性を尊重した運営に努めること。

□　スポーツに関する多様なニーズに応える観点からは、例えば、競技志向や楽しみ志向等の志向の違いに対応したり、一人の児童生徒が複数の運動部に所属することを認めるなど、柔軟な運営に努めること。

□　バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から、学校段階に応じて、年間を通じての練習日数や１日当たりの練習時間を適切に設定すること。

□　学校週５日制の趣旨も踏まえて、児童生徒が学校外の多様な活動を行ったり、体を休めたりできるよう、例えば、全国学校体育大会や都道府県学校体育大会等の試合期を除いて、学校や地域の実態等に応じ土曜日や日曜日等を休養日とするなど、適切な運営に努めること。

□　合同練習や定期的な交流大会で異校種間も含めた学校間の連携を図るなど、運動部活動の活性化に努めること。

5 高等学校における安全教育

（1）安全教育における重点事項

- 自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献することの大切さについて一層理解を深める。
- 心肺蘇生法（ガイドライン2005準拠）などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実施できるようにする。
- 安全で安心な社会づくりへの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

安全教育の実施項目については、次頁のような例が考えられる。なお、実施に当たっては、高等学校学習指導要領（P.224～227)、個々の生徒の状況や、学校内外の環境、実際に発生している事故･災害（P.168～169）等を十分踏まえることが必要である。

①　生活安全に関する内容例

学校生活における危険と安全確保

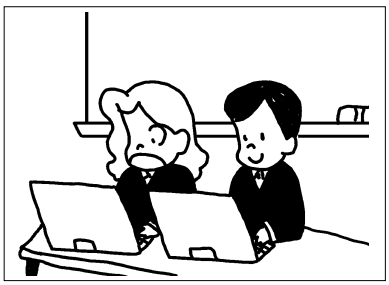

運動会、体育的行事、集団宿泊的行事における危険と安全確保

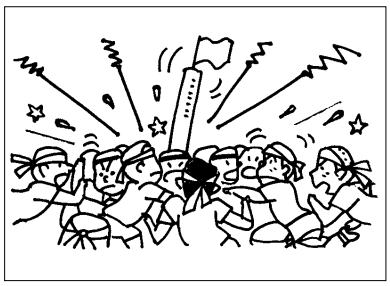

犯罪被害の危険と安全確保のための適切な行動

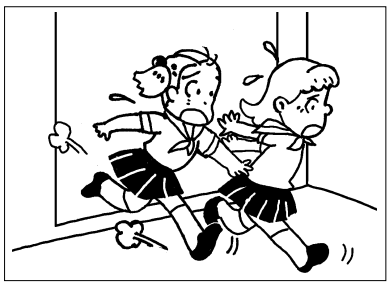

②　交通安全に関する内容例

二輪車の特性の理解と安全な利用

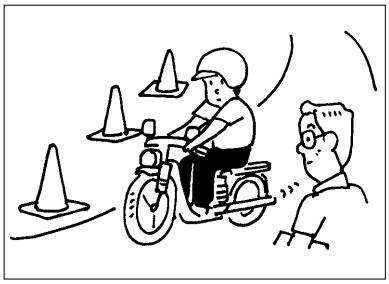

踏切での危険の理解と安全な行動

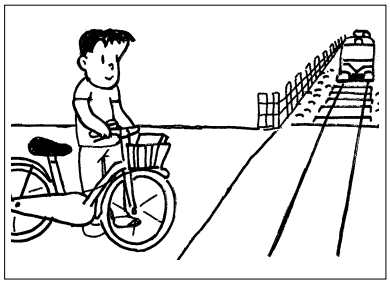

交通事故の責任

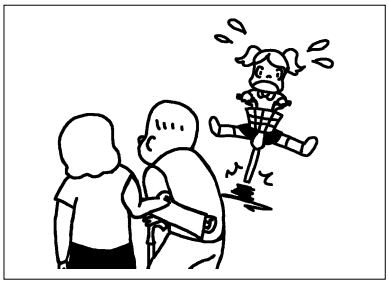

携帯電話やインターネットによる犯罪被害の防止と適切な利用法

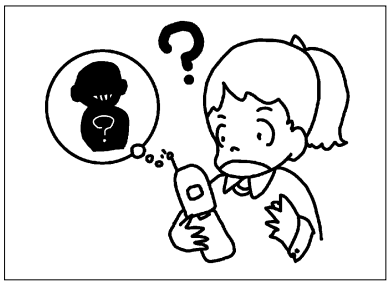

火災発生時における危険の理解と安全な行動

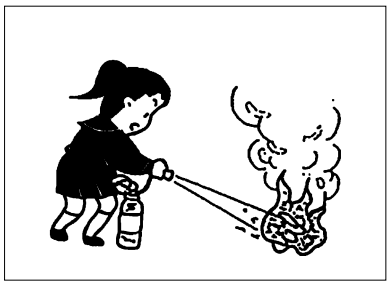

③　災害安全に関する内容例

地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動

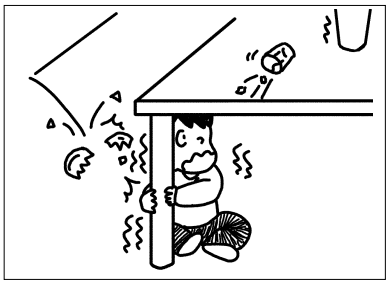

風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時の危険の理解と安全な行動

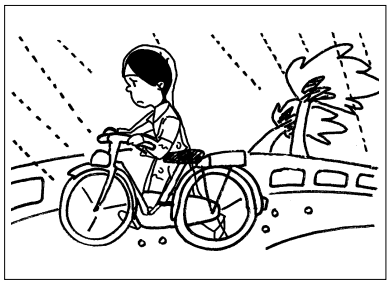

放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動

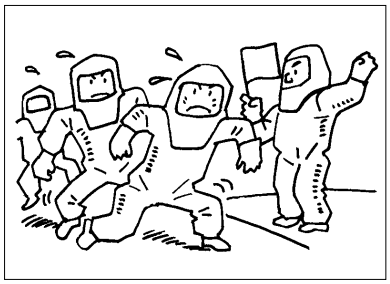

高校生の事故・災害の発生事例

【生活安全】

・　清掃中、3階の窓の外に出てゴミをとっていて誤って転落した。
・　インターンシップにおいて、プレス加工の作業中、誤って足でプレス機を作動させてしまい、左手人差指が機械に挟まれ負傷した。
・　体育の授業でサッカーのゴールポストを移動しようとして、飛びついたら倒れてきて下敷きとなった。
・　体育の授業でソフトボールをしていて、バッターが打ったファールチップがマスクをしていないキャッチャーの顔に当たった。
・　体育の授業中、バスケットボールをしていて、ジャンプして降りたとき、横にいた生徒の足の上に降りて、足を負傷した。
・　バレーボールの試合中、レシーブで手を伸ばして滑り込んだ際、歯が床にぶつかり前歯を破折した。
・　体育の授業でマラソン大会練習として学校の外周道路を走っていて、数キロ走ったところで立ち止まり、崩れるように倒れた。
・　野球部の練習中、フリーバッティングのピッチングマシンの球入れをしていて、打球が頭部に当たった。
・　ラグビー部のスクラム練習中、スクラムが崩れ、頸部を負傷した。
・　ラグビー部の練習試合中、胸の辺りにタックルを受け、そのまま左側面から倒れ、「肩が痛い」と言った後、呼吸停止となった。
・　ハンドボール部の練習中、キーパーをしていてシュートされたボールが顔面に当たった。
・　夏休み中の野球部の練習中、部員が熱中症でふらふらと倒れ、意識不明となった。
・　運動会の棒倒し競技で、突進を止めようとして、立ちはだかったところ、相手に腹部をけられ、その場に倒れ込んだ。
・　運動会で二人三脚をしていて倒れ、手をついて、手首を負傷した。
・　クラスマッチでサッカーの試合中、ゴールキーパーをしていて、ゴールポストに衝突して負傷した。
・　スキー教室で2名が転倒し、生徒が他方の生徒のスキーブーツに歯をぶつけた。
・　修学旅行中、旅館の屋根の上で花火をしていて、誤って転落した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　教科等で使用する用具、機械については、安全面に配慮して取り扱うことができるようにする。
○　学校生活の中で、危険が生じる可能性がある場所や事物を把握し、安全に行動したり、環境を改善したりできるようにする。
○　体力や体調に応じた取り組みができるようにする。
○　応急手当ができるようにする。

【交通安全】

・　登校中、横断歩道を青信号で渡っていて右折車にはねられた。
・　登校中、父の運転する車で送ってもらい、右折しようとして直進車と衝突した。
・　列車通学の生徒が、プラットホームの端から誤って転落した。
・　自転車で登校中、歩道から車道に飛び出し右側通行をし、対向のバイクに衝突した。
・　自転車で登校中、渋滞している車の間を抜けて国道を横断しようとして対向してきた乗用車にはねられた。
・　自転車走行中、道路左側の子どもを避けようと中央に寄ったところ、対向のトラックに正面からぶつかった。
・　自転車で、遮断機のない踏切を渡ろうとして列車にはねられた。
・　バイクで登校中、カーブでセンターラインをオーバーし、乗用車と衝突した。
・　バイクで下校中、センターライン付近から右折しようとして、直進車と衝突した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　通学路における危険や、自転車に関する基本的な交通ルールについて理解を深め、安全に登下校できるようにする。

【災害安全】

・　強力な台風の突風で窓ガラスが突然割れ、破損したガラスが教室内に飛び散り負傷した。
・　自転車で登校中、風にあおられ、誤って増水した川に転落した。

⇒　発生事例を踏まえ指導すべき事項

○　災害時における安全な行動を、訓練を通じて身に付けられるようにする。

○　身近な地域において、災害時に危険が生じる可能性がある場所等について理解を深める。

（日本スポーツ振興センター死亡・傷害事例集を参考に作成）

（２）安全教育の進め方

①　発達段階への配慮

高校生は、中学生と比べると、「子どもではない」という意識から生じる大人への強い反発心は沈静化し、「自分らしい生き方」を模索するようにもなる。また、冒険心などから生まれる子どもっぽい危険行動は少なくなってくる反面、二輪車や自動車などを運転することに強い興味や関心をもつようになる。

○　高校生期の特徴と問題点

ア　高校生期は社会にでる前に組織的かつ系統的に安全教育を行うことができる最後の機会で

あり、自他の安全の確保という社会貢献的な側面を示すなど、より大きな視点に立って行うことが必要となる。

その際、高校生自身が地域社会における各種交通安全の催しや、災害時のボランティア活動に取り組むことは、社会人としての自覚を高め、より広い視野から安全をとらえる好機となる。

イ　高校生の時期には、「被害者にならないための教育」と同時に「加害者にならないための教育」が具体的に求められる。交通社会人の一員としての役割意識をもたせたり、幼児や高齢者、障害のある人などに配慮することの必要性を強調することも、「加害者にならないための教育」につながる。

災害ボランティアとして活動する高校生（新居浜）

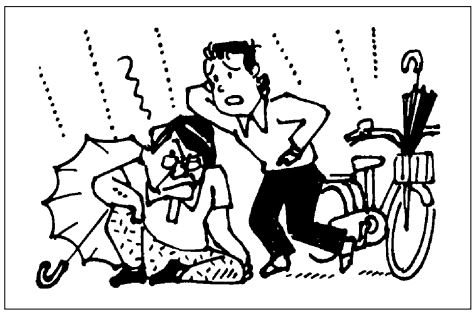

※この場合、危険な運転をしていて、相手を傷つけたとして重過失傷害の罪に問われる可能性もある。

②　関連教科等による安全学習

ア　保健体育科における科目「保健」の「現代社会と健康」

・「交通安全」

交通事故を防止するためには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度及び交通環境の整備が重要であること。

交通事故には責任や補償問題が生じること。

・「応急手当」

傷害や疾病に際しては、心肺蘇生法（ガイドライン2005準拠）などの応急手当を行うことが重要であること。

応急手当には正しい手順があること。

ダミーを使った心肺蘇生法の実習

イ　その他の教科、領域

体育や、理科、家庭科等においても、その指導を通じて、安全についての知識や技能を習得できるようにする。

ウ　総合的な学習の時間

総合的な学習の時間においては、各学校の判断により、安全に関するテーマを取り上げることも可能であり、実際に起きた事故災害をもとに展開するなど、積極的な実施が望まれる。その際には、各教科との有機的な関連を図る必要がある。

③　ホームルーム活動における安全指導

ホームルーム活動では、生活安全や交通安全に関すること、災害時の安全や防犯に関すること、環境整備に関することを取り上げ、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、安全に配

慮するとともに、危険を予測できる力や、的確に行動できる力を高めていくことが必要である。

特に交通安全については、高校生の年齢では自転車や二輪車による交通事故が多いこと、自動車の運転や同乗中の事故が少なくないことを踏まえ、社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める指導を行うことが重要である。また、実践力の育成につながるような指導の工夫が必要である。（P.210～215参照）

その際には、「ホームルーム活動」という限られた時間の中で、指導効果を高めるために、絶えず授業改善を図っていくことが求められる。

そして、指導計画の作成に当たっては、季節ごとの状況（特に夏季休業前）や、学校行事の計画、あるいは、生徒の事故の発生状況などを踏まえ、１単位時間で行う指導と、ショートホームルームなどでの日常の指導を組み合わせて十分な指導を行うことができるよう、配慮していくことが必要である。

危険予測訓練の例

この後、どんな危険が予測されますか。

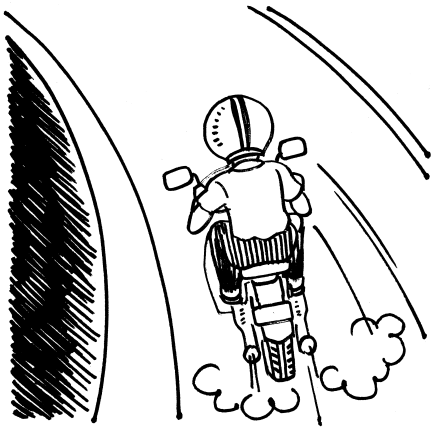

絵を見て予測される危険(※)について発表させる。
※センターラインをオーバーして対向車と衝突する。
スピードを出しすぎカーブでスリップして転倒する。

④　学校行事における安全指導

学校行事では、安全で規律ある行動の体得をねらいとして、避難・防災訓練が実施されている。特に、避難訓練については、火災・震災対策に加えて、不審者への対策を取り上げる必要がある。（詳細は第Ⅲ章参照）

地震体験車による地震シミュレーションを取り入れた総合防災訓練

また、交通安全意識を高めるための交通安全教室では、地域の実態に応じて、体験を重視した具体的な内容となるよう配慮するとともに、地域の人材や教育ボランティアの積極的な活用を図っていくことも必要である。

体育的行事については、綿密な計画の下に実施されているにもかかわらず多くの事故が発生していることを踏まえ、生徒の自主的、自発的活動を助長しながら、ルールや集団の規律を身に付けさせるとともに、準備や後片付けの安全についても十分指導することが大切である。

（P.248～255参照）

○　Safety Action 21～高校生の交通安全教育（高校教師用参考資料）について～

このテキストは、ホームルームなどの授業の中で、免許取得年齢に達する高校生を対象に、生涯を通してよい交通社会人となるため、体系的な交通安全教育を行えるように開発された。

１学年で７～８時間、３学年で21項目の学習ができるように作られおり、学年ごとにその年齢で問題となる事故に対応した内容を取り上げ、「ワークシート」を核にし、生徒と先生がコミュニケーションを取りながら授業を進める教育手法をとっている。

また、21項目はすべて「指導展開案」「ワークシート」「ワークシートの回答」「先生用の資料」「専門家のコラム」の５つのパートで構成され、交通安全教育をはじめて教える先生方でも充実した内容で授業を進められるように組み立てられており、テキスト等を「社団法人日本自動車工業会」のホームページからダウンロードできる。

（アドレス）http : //www.jama.or.jp/cgi－bin/SaftyAction/download.pl?mode=teacher

○　西条地区５高等学校合同防犯ボランティアクラブ「Ｃ．Ａ．Ｐ．」の活動

１　Ｃ．Ａ．Ｐ．（シーエーピー）の意味

Ｃ．Ａ．Ｐ．会員（18名の高校生）の発案により、Culture（文化）、Area（地域）、Protecter（守護者）を表す英語の頭文字をとったもので、市町村合併によりひとつとなる**東予・周桑地域とその文化を、そこに住む自分たちの力で守り**、更にその活動の中から**お互いの友情を育てていこう**という気持ちを込めたものである。

２　活動目標

街頭犯罪をはじめとする諸犯罪が多発している現状を見据え、自分たちが生活する故郷の大切さを実感し、自分たち自身が**ボランティア活動**を行うことにより、**犯罪や事故のない「安全で安心な町にする」**ことを目標とする。

３　活動内容

⑴　性犯罪や街頭犯罪などの発生が予想される危険箇所のチェック活動

⑵　警察官・少年警察協助員、防犯相談所長、自治体委嘱補導委員との共同防犯パトロール

⑶　防犯意識の高揚等の広報啓発活動

【未成年の飲酒・喫煙防止のポスターを酒販店の方に手渡すＣ．Ａ．Ｐ．会員】

４　活動成果の一例

⑴　旧東予市に対して、防犯灯が無く歩行に不安を感じた２カ所と、夜間利用できない暗い大曲公園の公衆トイレの計３カ所に防犯灯設置を要望し、設置された。

⑵　高校生の自転車の鍵掛けが定着し、自転車盗難の被害が減少してきている。

⑤　生徒会活動及び部活動における安全指導

ア　生徒会活動

生徒会活動では、学校生活の充実や改善向上を図るための生徒会総会や各種の委員会活動はもとより、生徒の諸活動の連絡調整に関する活動、さらに学校行事の企画・運営に協力する活動などがある。

また、ボランティア活動など教育的価値をもつ社会活動への参加や協力、他校との交流や地域の人々との幅広い交流など、学校外における活動にも積極的に参加することは重要である。

交通茶屋で「事故ゼロ」を呼びかけ

イ　部活動

部活動は、学校において計画する教育活動であり、学校管理下の活動として、施設設備の安全管理とも関連させ、安全な活動（体調管理や水分補給等）の仕方について適切に指導する必要がある。

また、適切に休養日や練習時間を設定していくことが事故防止の上でも重要である。（P.255～256参照）

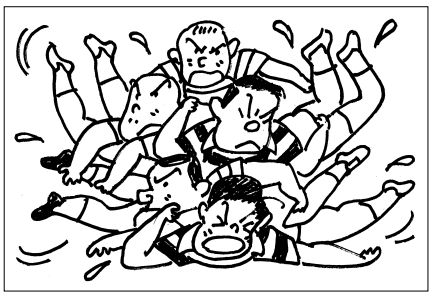

スクラムが崩れて

○　今後の運動部活動の在り方（文部省）平成９年12月

1　基本的考え方

□　生徒の個性の尊重と柔軟な運営

□　生徒の生活のバランスの確保

□　開かれた運動部活動

2　運動部活動における休養日等の設定例

□　高等学校の運動部では、学期中は週当たり１日以上休養日を設定。

□　練習試合や大会への参加など土曜日や日曜日に活動をする必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保。

□　土曜日や日曜日の活動については、子どもの「ゆとり」を確保し、家族や部員以外の友達、地域の人々などとより触れ合えるようにするという学校週５日制の趣旨に適切に配慮。

□　長期休業中の活動については、上記の学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

□　効率的な練習を行い、長くても平日は２～３時間程度以内、土曜日や日曜日に実施する場合でも３～４時間程度以内で練習を終えることを目処とする。

長期休業中の練習についても、これに準ずる。

○　スポーツ振興基本計画（文部科学省）平成18年９月改定（平成12年９月告示）

運動部活動の運営の改善

□　児童生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、例えば、一部に見られる勝利至上主義的な運動部活動の在り方を見直すなど、児童生徒の主体性を尊重した運営に努めること。

□　スポーツに関する多様なニーズに応える観点からは、例えば、競技志向や楽しみ志向等の志向の違いに対応したり、一人の児童生徒が複数の運動部に所属することを認めるなど、柔軟な運営に努めること。

□　バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から、学校段階に応じて、年間を通じての練習日数や１日当たりの練習時間を適切に設定すること。

□　学校週５日制の趣旨も踏まえて、児童生徒が学校外の多様な活動を行ったり、体を休めたりできるよう、例えば、全国学校体育大会や都道府県学校体育大会等の試合期を除いて、学校や地域の実態等に応じ土曜日や日曜日等を休養日とするなど、適切な運営に努めること。

□　合同練習や定期的な交流大会で異校種間も含めた学校間の連携を図るなど、運動部活動の活性化に努めること。

6 特別支援学校における安全教育

（1）安全教育における重点事項

・　幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における安全教育のねらいを踏まえ、児童生徒等の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

安全教育の実施項目については、次のような例が考えられる。実施に当たっては、盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（P.218～220)、一人一人の障害の状況や発達段階、前述の幼稚園・小学校・中学校・高等学校における安全教育の内容、事故事例等に十分配慮することが必要である。

①　生活安全に関する内容

学校生活における危険と安全確保

遠足・旅行の危険と安全確保

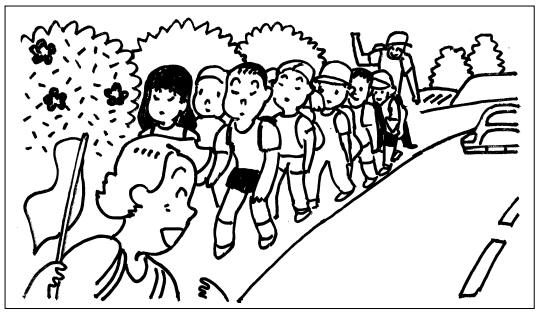

②　交通安全に関する内容

踏切での危険と安全確保

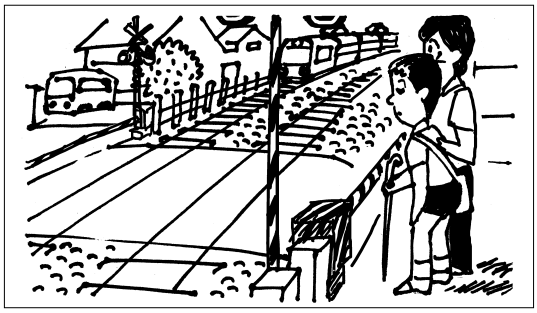

自動車乗車時の安全な行動

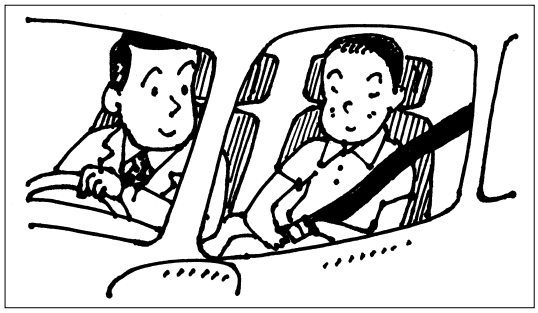

③　災害安全に関する内容

火災発生時の危険と安全確保

地震時の危険と安全確保

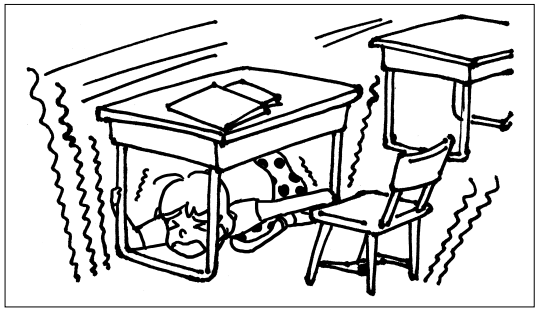

（２）安全教育の進め方

①　障害のある児童生徒等への配慮

障害には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があり、近年、児童生徒等の障害は重度・重複化、多様化してきている。特別支援学校における安全教育は、基本的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における考え方と同じであるが、児童生徒等の障害の種別、程度及び発達段階に即して具体的、個別的な指導を積み重ねる必要がある。障害のある児童生徒等が、自ら安全に行動するためには、次のことが重要である。

ア　冷静に考える力、前後の事情を総合して物事を判断する力を育成すること。
イ　話し言葉に限らず、表情や身振り、手話や指文字、コンピュータなどの情報機器や文字カード・絵カードなどの道具等を使ってコミュニケーションを図る力を育成すること。
ウ　その人独特の技術や能力などを育成し、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を身に付けていくこと。

障害のある児童生徒等が安全な生活を送るためには、

- **危険を認知する能力**
- **瞬発力など危険を回避する能力**
- **危険を予測する能力**

の育成を図り、地震や火災等の緊急時に、冷静かつ適切な行動をとることができるようにすることが必要である。また、緊急時における避難経路や避難場所への誘導及び介助の方法などのマニュアルを作成するとともに、緊急時に自ら情報の発信や受信ができる力を身に付けさせることが不可欠である。

○　特別支援学校の特徴と問題点

ア　幅広い年齢層と多様な幼児児童生徒

特別支援学校には、幼稚部の幼児から高等部専攻科の成人まで幅広い年齢層の児童生徒等が在籍し、生活経験や生活習慣、事故や災害に関する知識、防災・防犯などの安全に関する意識の程度の差が大きい。また、同年齢の児童生徒等においても、障害の種類や程度、発達段階は様々で、環境認知、行動特性も様々である。そのため、安全教育は、より具体的で個別的に進めなければならないし、事故・災害発生時の教職員の対応は、それぞれの児童生徒等に応じた個別的な対処が必要となる。

イ　広域な通学区域と多様な通学方法

特別支援学校の通学区域は、広範囲にわたる学校がほとんどで、児童生徒等の通学方法も多岐にわたっている。家庭からＪＲや路線バスなどの公共交通機関を単独または保護者同伴で利用しているものもあれば、自家用車やスクールバスで通学している児童生徒もいる。また、平日は寄宿舎から通学し、週末は家庭で過ごすため帰省するものもいる。地震等の自然災害時には、保護者への連絡、確認などきめ細かな対応が必要となる。

ウ　施設や家庭等との連携

特別支援学校では、福祉施設等に隣接している学校や、病院や施設に入院・入所している児童生徒を訪問したり、学校へ通学できない児童生徒のために家庭へ訪問したりする訪問教育などを実施している。このような教育環境においては、関係機関や家庭との連携による安全管理、安全教育が必要となる。

②　関連教科等による安全学習

ア　幼稚部

幼稚部では、日常の生活の中で十分に体を動かし、遊ぶことを通して、危険な場所や事物、状況などを理解させたり、その時にどうしたらよいかを体験し、学びとらせていくことが大切である。

イ　小学部・中学部

小学部・中学部では、児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意し、児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるようにすることが大切である。特に知的障害者を教育する特別支援学校の小学部生活科では次のことを指導する。

「危険防止」

- 危ないことや危険な場所について知る。
- 場所や状況に応じて自分の身を守る適切な行動をとる。
- 道具の正しい使い方を知る。

「交通安全」

- 安全に気を付けながら通行することや道路を横断すること。
- 信号や標識の意味を知っておくこと。

「避難訓練」

- 訓練の重要性を知ること。
- 教職員の指示に従って避難すること。
- 災害時に適切な行動ができるようにすること。

ウ　高等部

卒業後の社会自立を目指す高等部では、学校の教育活動全体を通じて安全教育を進めなければならない。特に知的障害者を教育する特別支援学校では、保健体育科の健康・安全に関する内容を中心に、社会科、理科、職業科、家庭科において、地域の自然や生活、災害や公害、身近な道具や器具などの安全な使用について指導する。

また、中学部保健体育科では、施設や用具の安全な使い方を知り、けがのないように気を付けて行動することができるように指導する。

③　学級（ホームルーム）活動における安全指導

特別支援学校における学級（ホームルーム）活動は、障害のある児童生徒等が自立し、社会

参加するための中心的な役割をもつものであり、安全指導において最も実践的で具体的な指導が展開される場である。したがって、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の内容を踏まえ、事故災害から積極的に身を守る態度を養い、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要である。

その際には、「学級（ホームルーム）活動」という限られた時間の中で、指導効果を高めるために、絶えず授業改善を図っていくことが求められる。

そして、指導計画の作成に当たっては、季節ごとの状況（特に夏季休業前）や、学校行事の計画、あるいは、児童の事故の発生状況などを踏まえ、１単位時間で行う指導と、朝の会や終わりの会などでの日常の指導を組み合わせて十分な指導ができるよう、配慮していくことが必要である。

④　学校行事における安全指導

学校行事では、安全な行動と集団での行動の仕方の体得をねらいとして、交通安全教室、自転車教室、避難訓練などが実施されている。

特に、避難訓練については、火災・震災対策に加えて、不審者等への対策を取り上げる必要がある。（詳細は第Ⅲ章参照）

交通安全教室については、一人一人の障害の状態に配慮しながら、自ら安全な行動ができるように指導していくことが必要である。

さらに、運動会等の体育的な行事については、安全に配慮しながら、児童生徒等の自主的、自発的な活動を助長しながら、ルールや集団の規律を身に付けさせるとともに、安全についても十分指導することが大切である。（Ｐ.248～255参照）

⑤　児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導

児童（生徒）会活動での安全指導では、学校生活で直面する安全面での問題について、単に、安全についての決まりや禁止事項を作るのみにならないようにし、問題を解決するための方策について話し合い、基本的な活動目標を決定し、実践していくことを通じ、児童生徒等が主体的に、安全で楽しい学校生活を送れるようにしていくことが必要である。

クラブ活動においては、児童の自発的、自治的な活動を通じて、各教科、道徳教育、学級活動等において学習した安全に対する資質や能力を、一層深化し、実践的なものとするよう配慮しなければならない。

部活動では、生徒の能力や障害に応じて、安全に十分配慮した活動内容（練習時間、休養日、健康状態の把握、水分補給等）となるように注意し事故防止に努めなければならない。

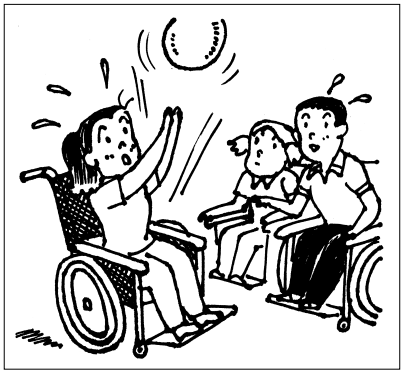

＜資料１＞

自転車の通行等に関するルールが改正されました。

❶普通自転車の歩道通行に関する規定

○歩道通行ができるのは、
①道路標識等で指定された場合
②運転者が児童、幼児等の場合
③車道又は交通の状況からみて
やむを得ない場合

※ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

○歩行者も
「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務

改正前 道路標識等により歩道通行できることとされている場合

改正後 道路標識等により歩道通行できることとされている場合 ＋ 運転者が児童、幼児等の場合 / 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

❷乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

❸地域交通安全活動推進委員に関する規定

地域交通安全活動推進委員（交通ボランティア）の活動内容に、「自転車の適正な通行方法についての啓発活動」を追加。

（財）全日本交通安全協会・警察庁

＜資料２＞

自転車安全利用五則を守りましょう。

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰　　則】３カ月以下の懲役又は５万円以下の罰金

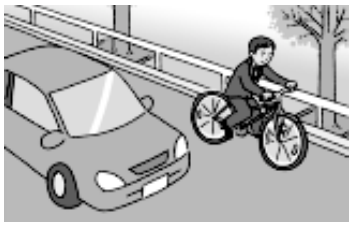

②車道は左側を通行

【罰　　則】３カ月以下の懲役又は５万円以下の罰金

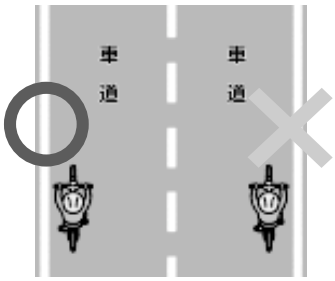

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰　　則】２万円以下の罰金又は科料

④安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰　　則】５年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合

■二人乗りは禁止

６歳未満の子どもを１人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰　　則】２万円以下の罰金又は科料

■並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰　　則】２万円以下の罰金又は科料

■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰　　則】５万円以下の罰金

■信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰　　則】３カ月以下の懲役又は５万円以下の罰金

■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰　　則】３カ月以下の懲役又は５万円以下の罰金

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

運転中の携帯電話 やめましょう! 傘さし運転

不許複製

＜資料３＞

子ども自転車 運転免許教室クイズ

正しいものに○、ルール違反には×をつけよう。

1 ベルを鳴らして歩行者を追い抜いて行った。

答え

2 ヘルメットをかぶってから自転車に乗る。

答え

3 止まれの標識があっても、自転車は止まらなくてよい。

答え

4 灯りのあるところでは、夜でもライトをつけなくてよい。

答え

5 友達を後ろに乗せて家まで送った。

答え

6 クイズをしながら、並んで走った。

答え

7 友達と自転車で競走した。

答え

8 自転車は、自動車と同じ仲間。

答え

8問正解

知っているんだから、交通ルールは守ろうね。

4～7問正解

もう一回おさらいしよう。

0～3問正解

このままじゃ自転車に乗るのはあぶないよ。交通ルールをしっかり覚えよう。

答え 1.× 2.○ 3.× 4.× 5.× 6.× 7.× 8.○

（財）全日本交通安全協会・警察庁

＜資料４＞

自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！

1 歩道は歩行者優先。歩いている人に道をゆずろう。

どうしてかな？ 歩道はもともと歩く人のための道。歩いている人にぶつかったり、じゃまになってはいけないからだね。

2 ヘルメットをかぶろう。

どうしてかな？ 転んだときやぶつかったときに、ヘルメットは頭を保護してくれるから、大けがを防げるんだよ。忘れずにかぶろうね。

3 交差点では信号を守ろう。必ず安全確認をしよう。

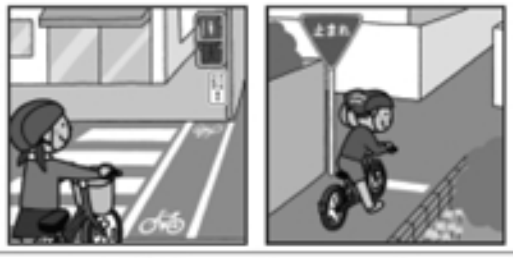

どうしてかな？ 信号を守らないと事故をおこすよ。事故をおこすと、自分がけがをするばかりでなく、ほかの人にもけがをさせてしまうからだね。

4 夜は必ずライトをつけよう。

どうしてかな？ 前が見えなくて自分が危険だし、車やほかの人からあなたの自転車が見えなくて危険。大きな事故になりやすいんだよ。

5 二人乗りは禁止。並んで走るのも禁止。

どうしてかな？ 二人乗りだとバランスをくずして転んだり、ほかの人にぶつかったりするよ。並んで走るのも、ほかの人がめいわくをするし、おしゃべりに夢中になって、事故をおこしやすいからだよ。

6 中学生になったら原則として「車道通行」

どうしてかな？ 自転車は車の一種なんだ。だから、中学生になったら、原則として車道の左端を走ることになるんだよ。

○保護者の皆様へ○

交通事故の２割が自転車事故。自転車安全利用五則を守りましょう。

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る
■飲酒運転・二人乗り・並進の禁止　■夜間はライトを点灯
■交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメット着用
＜保護者の方へ＞　平成19年の法律改正で、保護者が子どもにヘルメットをかぶらせる努力義務が設けられました。

不許複製